

朝霞市下水道事業経営戦略の一部改定【概要】

1 改定趣旨

令和7年度に実施した下水道使用料の改定を踏まえ、現行の下水道事業経営戦略(令和6年11月)の一部改定を行う。

2 主な改定内容

- (1) 条例改正(答申内容)による新料金体系を加えた。(15頁)
- (2) 今回の諮問等の内容を追記した。(16頁)
- (3) 県内他自治体との比較表を最新版に差し替えた。(17頁)
- (4) 数値目標を財政収支計画の時点修正の結果に改めた。(30頁)
- (5) 適正な下水道使用料の水準について、答申内容を反映した内容を追記した。(31頁)
- (6) 財政収支計画を差し替えた。(巻末)
- (7) 文言の整理

3 詳細な改定箇所は、別添の下水道経営戦略(令和8年4月一部改定)のとおり

4 今後の経営戦略の扱い

現行の経営戦略は、令和6年度から令和15年度の10年間を計画期間としていますが、より質の高い経営戦略を目指し、計画期間の中間年度である令和10年度を目途に見直しを行います。

朝霞市下水道事業経営戦略

令和6年11月

(令和8年4月一部改定)

《目次》

第1章 経営戦略の策定趣旨

- 1-1 下水道事業を取り巻く環境・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 経営戦略改定の趣旨・・・・・・・・・・ 2
- 1-3 財政収支計画の検討ポイント・・・・・・・・・・ 2

第2章 下水道施設の現状と課題

- 2-1 下水道施設の現状・・・・・・・・・・ 3
- 2-2 下水道施設の老朽化の現状・・・・・・・・・・ 10
- 2-3 下水道施設の耐震性評価・・・・・・・・・・ 14
- 2-4 下水道使用料の現状・・・・・・・・・・ 15
- 2-5 財政収支状況の推移・・・・・・・・・・ 18

第3章 今後の主要事業の予定

- 3-1 計画期間における主要事業の概要・・・・・・・・ 23
- 3-2 計画期間経過後の大規模事業の検討・・・・・・・・ 25

第4章 財政収支計画

- 4-1 安定経営のための留意点・・・・・・・・・・ 26
- 4-2 安定した経営基盤の強化を図る取り組み・・・・ 31

第5章 経営戦略の事後検証・改定等

- 5-1 計画の事後検証と改定・・・・・・・・・・ 32

第1章 経営戦略の策定趣旨

1-1 下水道事業を取り巻く環境

昨今、ゲリラ豪雨や大型台風などにより、浸水被害が全国的に発生しており、本市においても朝霞市雨水管理総合計画（※）を作成し、浸水被害の軽減対策事業に着手しているところです。また、首都直下地震の発生が懸念される中、震災時にインフラ機能の被害を最小限に抑え、併せてより迅速に復旧することにより、市民生活と社会経済活動を支援することも求められています。

本市の下水道事業は、昭和48年に事業認可を取得し、整備を進めてきましたが、これらの施設では整備後50年が経過しようとしており、老朽化が顕在化しつつあります。

安定した下水道サービスを永続的に提供するためには、老朽化施設の改築や更新、長寿命化対策等を実施する必要があり、今後、多額の投資が見込まれています。

このようなことから、下水道事業の経営状況を的確に把握し、一層の経営の効率化・健全化に取り組むため、令和2年4月から公営企業会計に移行しました。

一方、少子高齢化が進む中で水需要の増加は見込めず、また、円安や不安定な世界情勢に伴う資材価格の高騰など、経営環境が不透明である中で、本市の下水道使用料は、公共下水道が供用開始された昭和57年から消費税率改定を除き一度も改定していない状況でした。

このような状況の中、安定的かつ持続可能な下水道事業の運営を確保するため、令和7年6月に朝霞市上下水道審議会に対し、「適正な下水道使用料の水準について」諮問を行いました。その結果、下水道使用料の改定が必要であるとの答申をいただいたことから、令和8年4月から使用料の改定を実施し、健全な経営基盤の強化を図ることといたしました。

※ 朝霞市雨水管理総合計画…雨水幹線の整備や浸水被害の軽減対策における、整備水準や整備の方針を定めた計画。令和元年 8 月策定。

1-2 経営戦略改定の趣旨

将来的に安定した下水道サービスを提供していくためには、適切な施設の維持管理、改築等を行う必要があり、その投資の所要額の見通しと下水道使用料などの財源の見通しを均衡させることが重要です。

本市では、令和 6 年 11 月に「朝霞市下水道事業経営戦略」を策定したところですが、その後の経営環境の変化を踏まえ、令和 8 年 4 月から下水道使用料の改定を実施しました。

これに伴い、財政収支計画の見直しを行ったことから、当該経営戦略の内容を一部改定するものです。

1-3 財政収支計画の検討ポイント

- ・ 令和 6 年度から令和 15 年度までの投資の所要額（維持管理費、建設改良費など全ての費用）を汚水、雨水、各年度等に分けて試算します。
- ・ 将来の処理水量は、水道使用水量の将来見込みと整合性を図ります。
- ・ 国庫補助等の依存財源を積極的に活用します。
- ・ 長寿命化への対応事業など、将来にわたり継続的に実施していく事業については、企業債の活用方法について検討します。
- ・ 令和 2 年度は自己財源がないため、水道事業から一時借入をして支払いをしている状況があり、年度当初に適切額の運転資金（水道事業は 10 億円）等の内部留保資金の確保を検討します。
- ・ 令和 16 年度以降の大規模事業等の傾向も考察します。
- ・ 独立採算制の原則を満たすため、経費回収率は 100%以上の水準を維持するとともに、基準外繰入金を 0 とします。

第2章 下水道施設の現状と課題

2-1 下水道施設の現状

(1) 下水道事業の役割

下水道は、汚水では都市の健全な発達及び市民の公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するために欠くことのできない重要な都市基盤施設です。

また、雨水では、都市化の進展や集中豪雨の発生により雨水の流出量が増える傾向にあるため、雨水の流出抑制や、調整する機能を含む下水道の整備が重要となっています。

i) 汚水の排除（生活環境の改善）

- ① 生活や生産活動に伴って生ずる汚水を速やかに排除し、悪臭や害虫の発生防止及び感染症の発生を予防します。
- ② トイレの水洗化などにより、衛生的で快適な生活環境を確保します。

ii) 雨水の排除（浸水の防除）

- ① 降った雨を下水道により河川等に排除し、あるいは貯留、浸透したりすることにより浸水を防除します。

iii) 公共用水域の水質保全

- ① 生活排水や工場排水などの汚水を下水道管で集め処理場に送り、処理場で適切に浄化処理されることにより、河川などの公共用水域の水質汚濁を防止し、自然環境を保全します。

(2) 下水道施設の現状

朝霞市の下水道は、家庭などから出た汚水と雨水を別々の下水道管で流す分流式を採用しています。汚水は下水処理場で処理され川へ、雨水は下水道管を通して直接川に流れます。

ii) 污水管

污水管の令和4年度末現在の総延長は約240kmあります。

単位:m

口径/管種	HP	VP	VU	その他の管	合計
~φ200	648.44	5,635.44	15,839.18	165.40	22,288.46
φ250	99,387.73	57,647.73	19,711.51	1,286.25	178,033.22
φ300	6,042.61	2,807.24	59.75	7.90	8,917.50
φ350	6,225.13	799.75	95.77	0.00	7,120.65
φ400	5,060.11	1,864.06	279.54	788.00	7,991.71
φ450	920.23	0.00	181.15	61.85	1,163.23
φ500	941.83	0.00	22.87	0.00	964.70
φ600~	10,846.14	79.19	0.00	242.82	11,168.15
合計	130,072.22	68,833.41	36,161.26	2,580.73	237,647.62

※河川横断の伏越し管は、市内に3か所

iii) 污水ポンプ場（1か所）

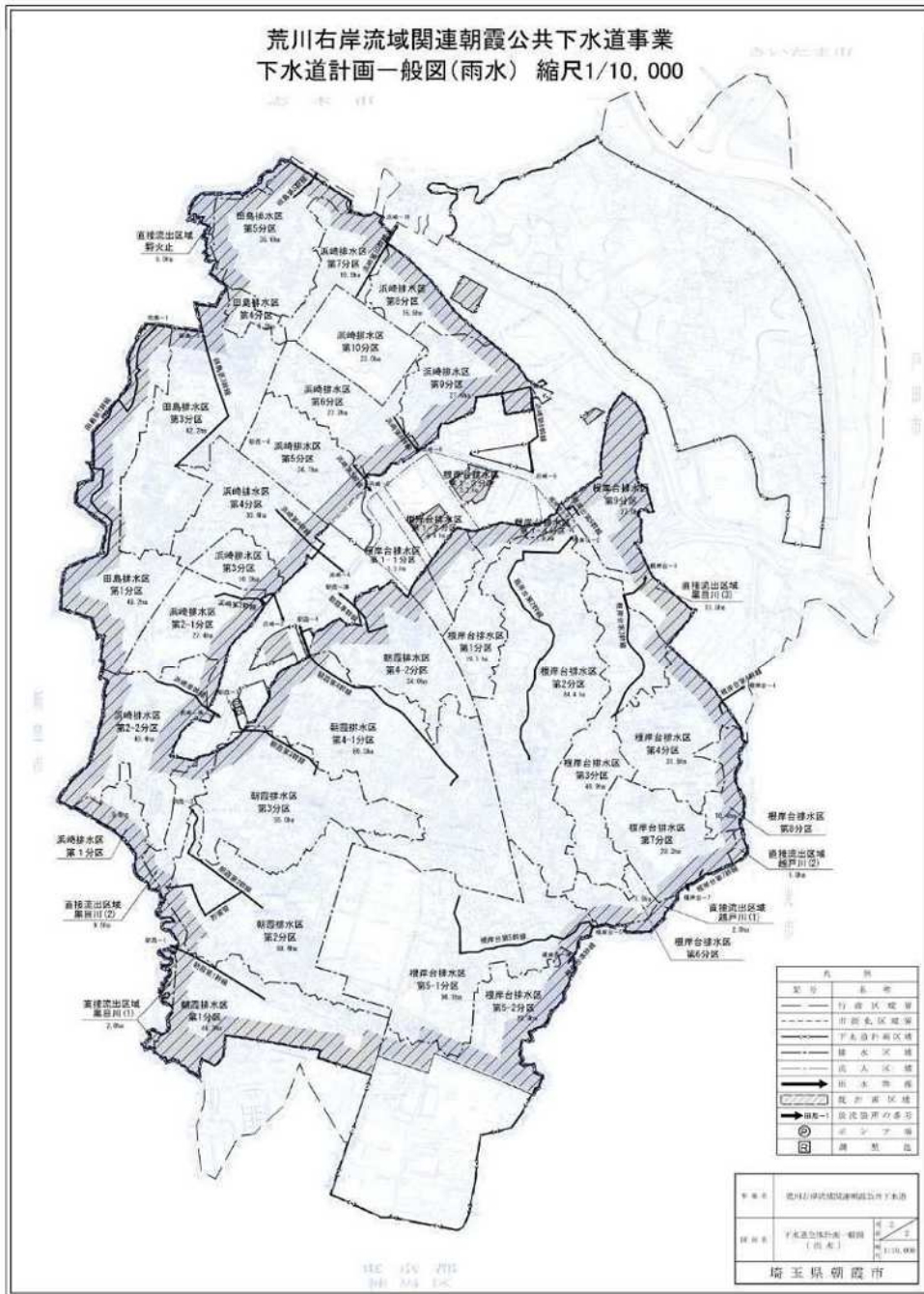
高いところから低いところに流れる水の性質を利用して、污水を自然流下で流していますが、低い位置にある污水は自然流下では流すことができないため、污水ポンプ場で高い位置まで圧送し流しています。

ポンプ場名	場所	供用開始	排水ポンプ能力
仲町中継ポンプ場	仲町 2-10-50	昭和 58 年	21.96 m ³ /分

iv) 下水道事業（雨水）の概要

雨水管は昭和 52 年から整備が開始され、事業認可面積 1,124.6ha に対し、令和 4 年度末の下水道整備面積は 1,064.1ha で、雨水整備率は約 94.6%となっています。

令和元年度



v) 雨水管

雨水管の令和4年度末現在の総延長は約210kmあります。

単位:m

口径/管種	HP	VP	VU	BOX	その他の管	合計
~φ250	13,071.90	5,858.08	11,267.74	0.00	1,179.21	31,376.93
φ300~400	76,322.71	11,657.70	9,436.70	0.00	714.54	98,131.65
φ450~450	31,071.92	1,244.46	1,773.23	0.00	495.52	34,585.13
φ700~900	17,857.07	133.81	9.70	0.00	2,301.58	20,302.16
φ1000~1200	12,201.16	0.00	0.00	0.00	663.99	12,865.15
φ1300~	6,966.68	72.64	0.00	0.00	191.50	7,230.82
240*240~1100*800	509.47	6.80	7.67	1,217.96	0.00	1,741.90
1200*300~3000*1500	141.97	0.00	0.00	1,343.74	0.00	1,485.71
合計	158,142.88	18,973.49	22,495.04	2,561.70	5,546.34	207,719.45

vi) 雨水ポンプ場（4か所）

河川水位が上昇した際に、自然流下で雨水を排除できない場合は、雨水ポンプで強制的に河川へ排水するほか、低い位置にある地域の雨水を下流の雨水管にマンホールポンプなどで補助的に排水しています。

ポンプ場名	位置	供用開始	排水ポンプ能力
田島1丁目排水機場	田島1-4付近	平成8年	0.12 m ³ /秒
浜崎排水機場	大字浜崎72付近	平成18年	1.20 m ³ /秒
溝沼2丁目 マンホールポンプ場	溝沼2-5付近	平成27年	0.15 m ³ /秒
溝沼3丁目排水ポンプ場	大字溝沼863付近	平成27年	0.30 m ³ /秒
溝沼排水機場	大字溝沼851	令和8年	2.29 m ³ /秒

vii) 雨水調整池（8 池）

雨水を一時的に貯めて河川への雨水の流出量を調整することにより洪水被害の発生を防止します。

調整池名	場所	供用開始	容量
向山公園調整池	岡 3-15 付近	平成 9 年	1,918m ³
越戸調整池	栄町 1-6-10	平成 9 年	1,219m ³
中道公園調整池	本町 1-38 付近	平成 11 年	4,711m ³
広沢公園調整池	本町 3-2 付近	平成 15 年	4,160m ³
南の風公園調整池	本町 3 - 6 付近	平成 15 年	3,250m ³
あけぼの公園調整池	仲町 2-9 付近	平成 15 年	6,142m ³
膝折市民センター	膝折町 1-7-40	平成 21 年	200m ³
根岸台 3 丁目調整池	根岸台 3-5 付近	平成 21 年	305m ³
溝沼調整池	大字溝沼 851	令和 8 年	3,500m ³

(3) 下水道施設の課題と対応

下水道施設は、市民生活や社会経済活動を支える重要な都市基盤であるため、恒久的、安定的に維持される必要があります。

現在、下水道施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することが求められています。

このため、本市では、朝霞市下水道ストックマネジメント計画（※）を策定し、これに基づいて施設の維持管理を実施しています。

i) 汚水

本市の汚水管は、昭和 48 年の整備開始から平成初期までにその多くが整備されています。これらの管渠が下水道管の一般的な耐用年数である 50 年を迎えることから、その更新時期の見極めや、今ある汚水管をより長く使用できるようにする長寿命化対策の実施が必要です。また、本市は、都心に近接する立地や交通の利便性から、高層マンション建設などの開発が進み、人口も増加傾向にあります。そのため、昭和 48 年の下水道事業認可取得時と現在の汚水量に乖離が生じていることから、既設汚水管の排水能力が適正であるかの確認が必要です。

ii) 雨水

近年、下水道の排水能力を上回る局地的な集中豪雨が多発し浸水被害が発生しています。浸水被害を軽減するため、朝霞市雨水管理総合計画に基づき浸水対策を進めていく必要があります。

※朝霞市下水道ストックマネジメント計画…長期的な視点から施設の状態を予測し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することを目的として、令和 2 年 2 月に策定された計画

2-2 下水道施設の老朽化の現状

(1) 汚水施設の老朽化の現状

汚水管は昭和48年から整備が開始され、昭和50年代から平成初期にかけ多くの管渠が整備されました。一般的な汚水管の耐用年数は50年であることから、今後20年以内に更新時期を迎える管渠が急増し、特に令和16年から令和25年までの10年間で約130kmの管渠が更新時期を迎える状況です。

また、仲町中継ポンプ場は昭和58年に整備され、供用開始から40年が経過しています。構造物の一般的な目標耐用年数は50年から75年となっており、令和15年から令和40年までの間に建替え時期を迎えます。なお、建替え時期に至る期間まで、構造物を除く機械、電気設備並びに建築設備関連においても計画的な更新が必要となります。

表 布設年度別管路延長（汚水）

(令和4年度末)

施工年度	経過年数(年)	施工延長	累計延長(km)	施工年度	経過年数(年)	施工延長	累計延長(km)
S48	50	0.15	0.15	H10	25	1.11	214.8
S49	49	0.53	0.68	H11	24	0.92	215.72
S50	48	0	0.68	H12	23	0.63	216.35
S51	47	0	0.68	H13	22	1.75	218.1
S52	46	0	0.68	H14	21	1.07	219.17
S53	45	0.12	0.8	H15	20	0.18	219.35
S54	44	0.05	0.85	H16	19	0.65	220
S55	43	0.99	1.84	H17	18	1.21	221.21
S56	42	1.27	3.11	H18	17	1.36	222.57
S57	41	46.41	49.52	H19	16	0.54	223.11
S58	40	14.96	64.48	H20	15	1.91	225.02
S59	39	12.67	77.15	H21	14	0.61	225.63
S60	38	10.17	87.32	H22	13	0.87	226.5
S61	37	15.94	103.26	H23	12	0.57	227.07
S62	36	17.46	120.72	H24	11	0.24	227.31
S63	35	13.53	134.25	H25	10	2.63	229.94
H01	34	4.41	138.66	H26	9	1.19	231.13
H02	33	20.73	159.39	H27	8	1.35	232.48
H03	32	10.41	169.8	H28	7	2.09	234.57
H04	31	15.03	184.83	H29	6	0.64	235.21
H05	30	9.2	194.03	H30	5	1.78	236.99
H06	29	6.29	200.32	R01	4	0.09	237.08
H07	28	4.82	205.14	R02	3	0.37	237.45
H08	27	7.22	212.36	R03	2	0.2	237.65
H09	26	1.33	213.69				

 令和15年までに布設後50年を迎える管路延長：**約65km**

 令和16年～25年までの10年間に布設後50年を迎える管路延長：**約130km**

i) 汚水施設老朽化対策の事業費

① 令和6年度～令和15年度の10年間 17億5,300万円

污水管 ※令和元年度に実施したカメラ調査結果を基に劣化率を算出

事業内容	事業量	概算事業費
点検	約 220 k m	5,400 万円
カメラ調査	約 35 k m	1 億 1,900 万円
修繕・改築	約 4.1 k m	11 億 2,900 万円
合 計		13 億 200 万円

仲町中継ポンプ場

事業内容	概算事業費
土木施設、電気設備の改築更新	4 億 5,100 万円

② 令和16年度～令和25年度の10年間 23億5,500万円

污水管

事業内容	概算事業費
点検	2,400 万円
カメラ調査	1 億 2,700 万円
修繕・改築	19 億 9,700 万円
合 計	21 億 4,800 万円

※劣化率は「ストックマネジメント実施に関するガイドライン」の健全率予測式を採用

仲町中継ポンプ場

事業内容	概算事業費
施設の改築更新	2 億 700 万円

(2) 雨水施設の老朽化の現状

昭和 50 年代後半から平成 10 年頃にかけて多くの雨水管が整備されました。一般的な雨水管の耐用年数は 50 年であることから、今後 20 年以内に更新時期を迎える管渠が急増し、特に令和 6 年から令和 15 年までの 10 年間で約 100 km の管渠が更新時期を迎える状況です。

また、雨水ポンプ施設は、平成 8 年に供用開始した田島 1 丁目排水機場をはじめ、平成 18 年に浜崎排水機場、平成 27 年に溝沼 2 丁目マンホールポンプ場と溝沼 3 丁目排水ポンプ場を供用開始しており、最も古いもので 25 年以上が経過しています。

表 布設年度別管路延長（雨水）

(令和4年度末)

施工年度	経過年数(年)	施工延長	累計延長(km)	施工年度	経過年数(年)	施工延長	累計延長(km)
S43	55	0.34	0.34	H07	28.00	10.85	166.70
S44	54	1.16	1.50	H08	27.00	8.30	175.00
S45	53	3.66	5.16	H09	26.00	1.65	176.65
S46	52	0.00	5.16	H10	25.00	1.65	178.30
S47	51	3.02	8.18	H11	24.00	1.05	179.35
S48	50	0.00	8.18	H12	23.00	2.56	181.91
S49	49	0.00	8.18	H13	22.00	1.58	183.49
S50	48	0.20	8.38	H14	21.00	2.44	185.93
S51	47	0.00	8.38	H15	20.00	1.73	187.66
S52	46	1.49	9.87	H16	19.00	1.82	189.48
S53	45	0.05	9.92	H17	18.00	0.88	190.36
S54	44	6.13	16.05	H18	17.00	1.71	192.07
S55	43	3.52	19.57	H19	16.00	1.04	193.11
S56	42	0.14	19.71	H20	15.00	0.67	193.78
S57	41	79.70	99.41	H21	14.00	1.26	195.04
S58	40	0.24	99.65	H22	13.00	0.92	195.96
S59	39	0.79	100.44	H23	12.00	0.63	196.59
S60	38	0.15	100.59	H24	11.00	0.29	196.88
S61	37	2.69	103.28	H25	10.00	1.33	198.21
S62	36	1.28	104.56	H26	9.00	1.29	199.50
S63	35	3.15	107.71	H27	8.00	1.51	201.01
H01	34	1.81	109.52	H28	7.00	1.77	202.78
H02	33	8.72	118.24	H29	6.00	0.88	203.66
H03	32	4.47	122.71	H30	5.00	3.19	206.85
H04	31	10.26	132.97	R01	4.00	0.25	207.10
H05	30	6.27	139.24	R02	3.00	0.26	207.36
H06	29	16.61	155.85	R03	2.00	0.36	207.72

 令和 15 年までに布設後 50 年を迎える管路延長：**約 100 km**

 令和 16 年～25 年までの 10 年間に布設後 50 年を迎える管路延長：**約 40 km**

i) 雨水施設老朽化対策の事業費

① 令和6年度～令和15年度の10年間 1億9,000万円

雨水管 ※令和元年度に実施したカメラ調査結果を基に劣化率を算出

事業内容	数量	概算事業費
点検	約60km	1,300万円

雨水ポンプ施設

事業内容	概算事業費
ポンプ、電気設備の改築更新	1億7,700万円

② 令和16年度～令和25年度の10年間 11億8,700万円

雨水管

事業内容	概算事業費
点検	4,200万円
カメラ調査	6,300万円
修繕・改築	10億1,500万円
合計	11億2,100万円

※劣化率は「ストックマネジメント実施に関するガイドライン」の健全率予測式を採用

雨水ポンプ施設

事業内容	概算事業費
ポンプ、電気設備の改築更新	6,600万円

2-3 下水道施設の耐震性評価

(1) 耐震化の概要

地震により下水道施設が被災した場合、トイレや入浴、手洗いなどの使用が十分に行えず、市民生活に多大な支障をきたすことから、平成24年度に、汚水の主要な幹線管渠およそ46kmにおいて、レベル2地震動(※1)においても耐震性能目標である「流下機能(※2)を確保」できているかについて耐震診断を行いました。

その結果、全線において耐震性能が確保されており、耐震対策工事は不要であると判断されました。

このことから、基本的に構造が同じであるその他の污水管においても、耐震性を有していると推測しています。

なお、仲町中継ポンプ場は、令和3年3月に耐震化を完了しています。

※1 レベル2地震動…過去から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さを持つ地震動。おおよそ震度7相当と考えることができます。

※2 流下機能…地震によって本管部のクラックや沈下等の被害が生じ、設計流下能力の確保の状態が困難となっても補修や布設替等の対策を講じるまでの間は、污水管として下水を上流から下流に流せる状態を示します。

2-4 下水道使用料の現状

(1) 使用料体系

本市の下水道使用料は、使用者が排除する汚水の種類を「一般汚水」と「公衆浴場汚水」の2種類に区分し、それぞれ使用水量に応じた従量使用料を設定しています。このうち一般汚水については、使用水量が多いほど使用料単価が高くなる累進使用料制を採用しています。

令和8年4月からの使用料改定では、基本水量制を廃止し、1立方メートルから従量使用料がかかる使用料体系を取り入れました。

【料金改定前】下水道使用料金表（税抜）

用途区分	汚水排除量	使用料（1月につき）
一般汚水	10立方メートルまで	500円
	10立方メートルを超え20立方メートルまで	1立方メートルにつき 55円
	20立方メートルを超え50立方メートルまで	1立方メートルにつき 60円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	1立方メートルにつき 65円
	100立方メートルを超え500立方メートルまで	1立方メートルにつき 70円
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまで	1立方メートルにつき 75円
	1,000立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき 85円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき	50円

【料金改定後】下水道使用料金表（税抜）

用途区分	基本使用料 （1月につき）	従量使用料（1月につき）	
		汚水排除量	金額（1立方メートルにつき）
一般汚水	500円	5立方メートルまで	20円
		5立方メートルを超え10立方メートルまで	30円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	70円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	75円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	85円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	95円
		100立方メートルを超え500立方メートルまで	100円
		500立方メートルを超え1,000立方メートルまで	110円
		1,000立方メートルを超えるもの	120円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき		50円

(2) 使用料改定の経緯

本市の下水道使用料は、公共下水道を供用開始し、使用料徴収を開始した昭和 57 年から、消費税率改定を除けば一度も使用料そのものの見直しを行ってきませんでした。しかしながら、昨今の物価上昇等、本市の下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増していることから、適正な下水道使用料の水準を検討するため、朝霞市上下水道審議会に諮問を行った結果、令和 7 年 10 月に下水道使用料の改定が必要であるとの答申をいただきました。

同答申では、本市の実情に即した改定案が示されたことから、答申のとおり改定することといたしました。

(3) 他自治体との使用料比較

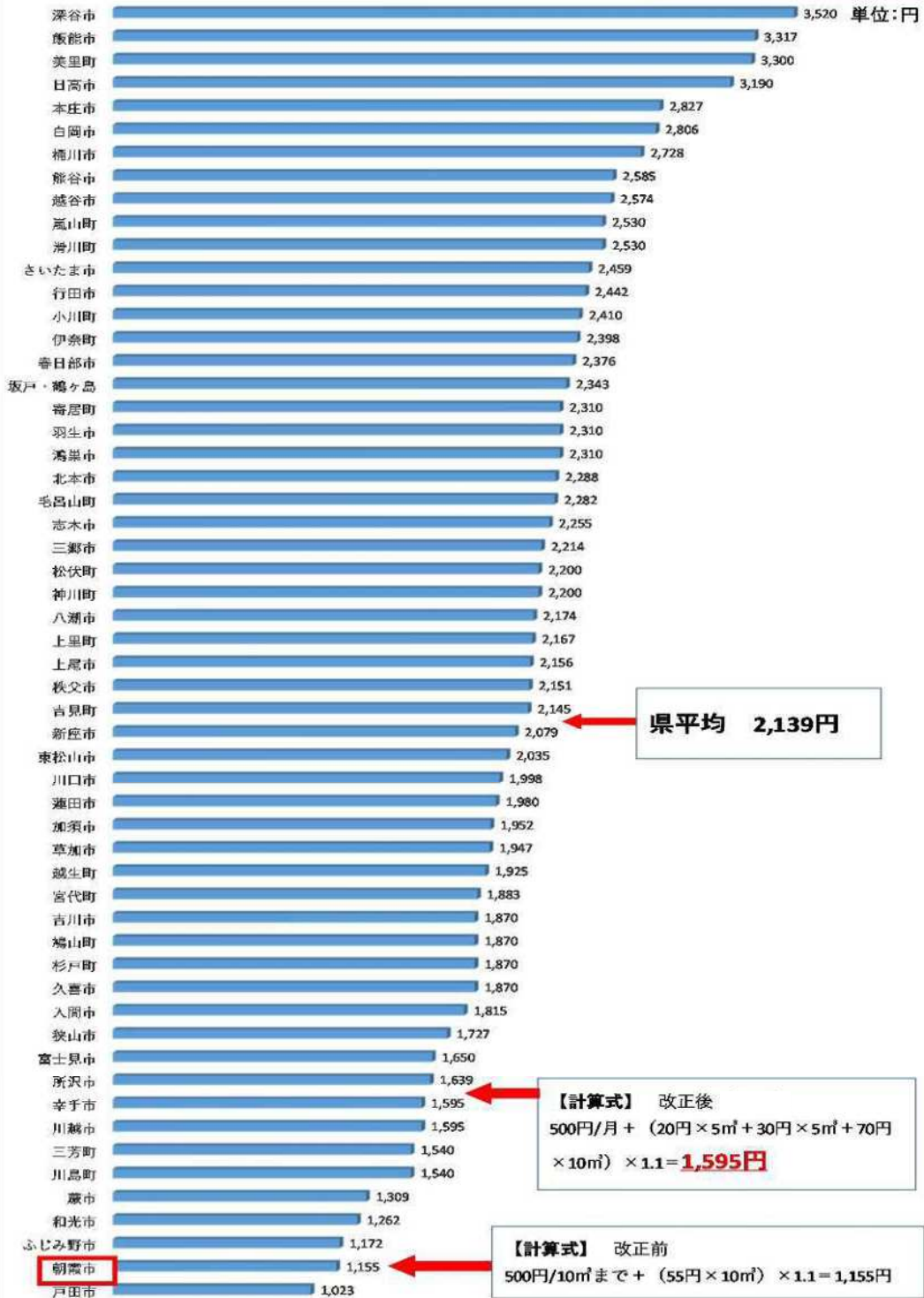
1 か月で 20 m³使用した場合の使用料の県内比較を次ページに掲載しました。使用料改定により、改定後は 1,595 円となりますが、本市の下水道使用料が依然として低いことが分かります。

本市は、使用水量が増えれば増えるほど単価が高くなる逡増制の料金設定としていますが、他自治体と比較して逡増幅が小さいため、使用水量が多くなればなるほど他自治体との使用料格差も大きくなっている状況です。また、近隣自治体及び県内類似団体と比較して、人口一人当たりの下水道事業固定資産額（下水道施設の量）が平均約 31 万円に対して、本市は約 14 万円と、一人当たりの管路延長などが少なく、密度の高い、効率の良い運営ができていることが使用料を抑制できている要因となっています。

埼玉県内の下水道使用料の比較

R7.7.1現在

設定：20㎡/1ヶ月（税込）



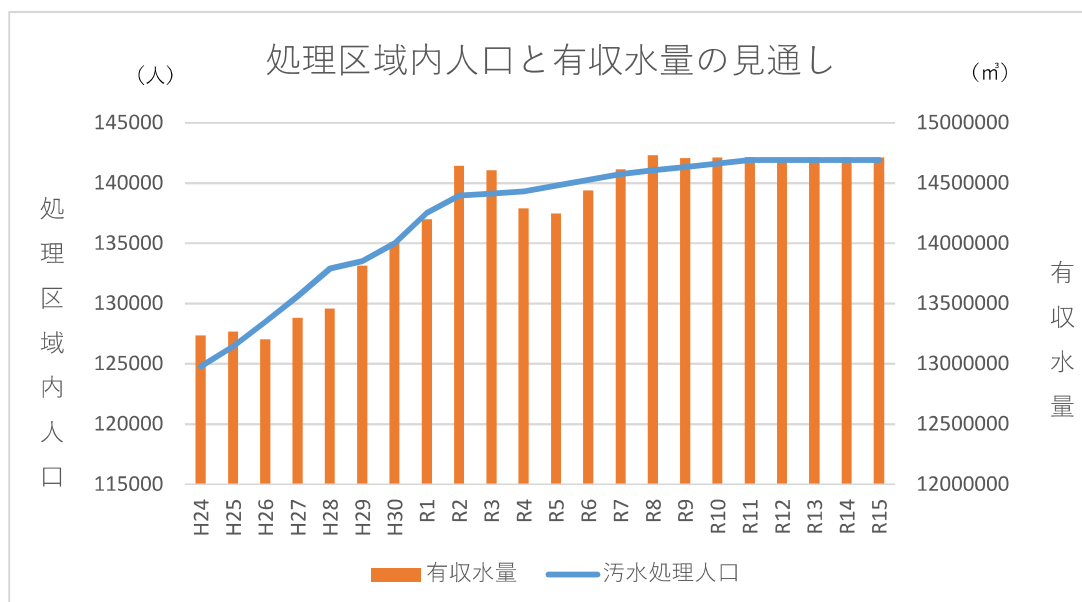
2-5 財政収支状況の推移

(1) 有収水量及び企業債の推移

① 人口と有収水量の推移

令和3年度に作成した本市の水道事業財政収支計画においては、第5次朝霞市総合計画の人口推計を基に給水人口を予測し、コロナ禍における社会情勢の変化などを踏まえ水需要の予測を試算しています。

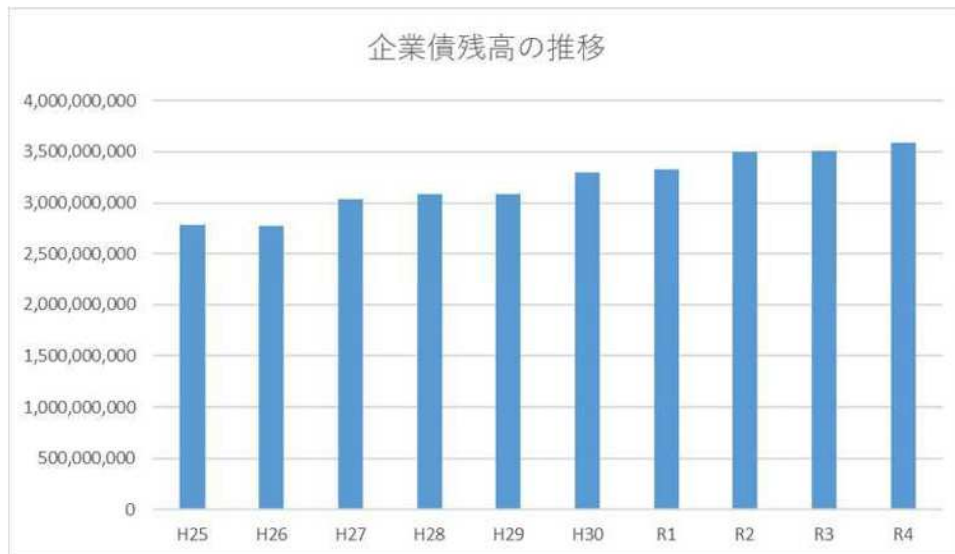
下水道の有収水量は、水道の有収水量にほぼ比例することから、汚水処理人口及び有収水量の見込みについては、水道事業の財政収支計画で予測した給水人口と水道水の有収水量の見込みとの整合を図るものとしします。



② 企業債の推移

下水道施設は、施設整備や更新に多額の費用を要すること、また、施設は将来世代にわたり利用されていくことから、企業債を活用しています。

しかしながら、過度な企業債発行は、企業債残高の増大を招き、将来世代に大きな負担を残すこととなるため、企業債について適正な管理が必要となります。



(2) 経営指標を活用した現状分析（令和4年度決算）

①経常収支比率 113.07% 経常収益／経常費用×100（%）

使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄っているかを表す指標。100%以上（＝単年度収支が黒字）であることが求められます。

本市は、113.07%と、全国平均、類似団体平均ともに上回っていますが、これは使用料収入の不足額を一般会計からの繰入金で賄っているためであり、現状においては、利益を上げることができる企業経営とはなっていない状況です。

②累積欠損金比率 0%

当年度未処理欠損金／営業収益－受託工事収益×100（%）

営業収支に対する累積欠損金（過去に発生した損失で、利益で補てんできず累積した額）の状況を示す指標。0%（＝累積欠損金無し）であることが求められます。

累積欠損金がないため0%ですが、一般会計からの繰入金により収益の一部を補うことで欠損を回避しているにすぎず、自己の営業（下水道使用料等）により十分な収益をあげているものではないことがいえます。

③流動比率 385.13% 流動資産／流動負債×100（%）

短期的な債務に対する支払い能力を示す指標。100%以上であることが求められますが、100%未満であっても、企業債償還等の原資をその年度の使用料収入等により得られる場合には、一概に支払い能力がないとはいえません。

一般的に下水道事業は企業債の償還が多額なため、100%を下回り、その年の使用収入によって償還費を賄うこととなります。

④企業債残高対事業規模比率 141.29%

企業債現在高合計－一般会計負担額／営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金×100（%）

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。明確な数値基準はないが、投資規模は適切か、使用料水準は適切か、といった分析が可能となります。

全国平均、類似団体平均と比較して下回っている状況ですが、企業債の発行額が償還額を上回る傾向が続いており、数値の上昇が見込まれます。

⑤経費回収率 91.16%

下水道使用料／汚水処理費（公費負担分を除く）×100（%）

汚水処理に係る経費が、使用料でどの程度賄えているかを表す指標。使用料水準等の評価に用いるが、100%以上が求められます。

91.16%と100%を大きく下回っており、汚水処理費に対して使用料収入が低いことが分かります。

抜本的な対策として、使用料改定など受益者負担のあり方の見直しや、維持管理などのさらなる見直し・効率化を図るなどを行う必要があります。

⑥汚水処理原価 67.73 円

汚水処理費（除公費負担分）／年間有収水量（円）

有収水量 1 m³当たりの汚水処理費用を示す指標。事業環境に依存するため、明確な基準はないが、経年比較・類似団体比較により効率的な汚水処理が実施されているかの分析が可能となります。

⑦水洗化率 99.13% 水洗便所設置人口／処理区域内人口×100（%）

処理可能人口のうち、水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を示した指標。水質保全や使用料収入確保の観点から、100%に近い数字が望まれます。

全国平均、類似団体平均を上回りますが、未接続世帯の減少を図り、今後も継続的に啓発活動を行う必要があります。

⑧有形固定資産減価償却率 12.93%

有形固定資産減価償却累計額／有形固定資産帳簿原価×100（%）

有形固定資産のうち、償却性資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標。資産の老朽化度合いを示す。

全国平均や類似団体平均を大きく下回る数値ではありますが、本市は令和2年度に公営企業会計を導入し、減価償却は、会計上、そこから開始したことによるものであり、この数値が正しく老朽化度合いを示しているものではありません。

この指標による適切な評価を行うためには、一定の期間経過が必要です。

⑨管渠老朽化率 0%

法定耐用年数を超過した管路延長／管路総延長×100（%）

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示した指標。管路の老朽化度合いを示し、数値が高いほど、不明水の流入や事故のリスクが高くなります。

⑩管渠改善率 0.31%

当年度に改善した管路延長／管路総延長×100（%）

下水道管路の総延長に対して、管渠改善の状況を示す指標。管渠の更新ペースや状況を把握することができます。

第3章 今後の主要事業の予定

3-1 計画期間における主要事業の概要

(1) 汚水整備事業の概要

i) 主な維持管理事業

○朝霞市下水道ストックマネジメント計画に基づく、施設の計画的かつ効率的な管理

・下水道施設全体を対象にその状態を点検・調査等によって客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設の管理を計画的かつ効率的に行っています。

ii) 主な建設改良事業

○旧暫定逆線引き地区の汚水整備

・平成24年に旧暫定逆線引き地区の事業認可取得後、平成25年度より旧暫定逆線引き5地区の整備を実施しています。

iii) 実汚水量の増加に伴う適正口径の検討

高層マンションなどの開発が進み、昭和48年の下水道事業認可取得時と現在の汚水量に乖離が生じていることから、既設污水管の排水能力が適正であるかの検討を行います。

(参考) 流域建設費の負担について

埼玉県は、埼玉県下水道局ストックマネジメント計画に基づき下水道施設の計画的な改築・更新等を行っています。

埼玉県より示されているストックマネジメントの令和6年度から令和10年度までの短期実施計画によりますと、荒川右岸下水道事務所の建設改良費の総額は193億円から284億円(税込)となっています。

主要プロジェクトとして、2号焼却炉改築(平成30年～令和7年)と6-1系水処理増築(令和7年～令和12年)、3号焼却炉改築(令和8年～令和14年)を実施する予定とされています。

荒川右岸流域下水道

処理能力	732,100 m ³ /日
系列数	6 系列数
ポンプ場	4 か所
管渠延長	99 k m
供用年度	昭和 56 年度
関係市町	13 市町 川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町、吉見町
処理人口	1,622,244 人

出典：埼玉県下水道局ストックマネジメント計画 令和 5 年 7 月改訂版

(2) 雨水整備事業の概要

i) 主な維持管理事業

- 朝霞市下水道ストックマネジメント計画に基づく、施設の計画的かつ効率的な管理
 - ・下水道施設全体を対象にその状態を点検・調査等によって客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設の管理を計画的かつ効率的に行います。

ii) 主な建設改良事業

- 朝霞市雨水管理総合計画に基づく雨水浸水対策
 - ・都市化の進展による土地利用の変化に伴う浸透面積の減少により雨水の流出量が増え、下水道にかかる負担が増加しています。
 - さらに、気候変動の影響等により下水道の排水能力を上回る局地的な集中豪雨が多発し、浸水被害が発生しています。集中豪雨時などによる浸水被害を軽減するため、朝霞市雨水管理総合計画に基づき、浸水対策工事を行います。

3-2 計画期間経過後の大規模事業の検討

(1) 汚水事業

- i) 朝霞市下水道ストックマネジメント計画に基づく、施設の計画的かつ効率的な管理
- ii) 適正口径への管渠布設替え工事等

(2) 雨水事業

- i) 朝霞市下水道ストックマネジメント計画に基づく、施設の計画的かつ効率的な管理
- ii) 朝霞市雨水管理総合計画に基づく、雨水浸水対策工事

第4章 財政収支計画

4-1 安定経営のための留意点

(1) 財政収支の将来見通し

①収益的収支

収益的収支は、雨水公費・汚水私費の原則に基づき、雨水事業については一般会計負担金及び国庫補助金が財源となります。汚水事業については使用料収入が主な財源となりますが、令和7年度までは、全ての費用を使用料収入では賄えないため、基準外繰入を行うことで均衡を保っていました。しかし、令和8年度からは使用料の改定を実施したことで、基準外繰入は解消され、毎年約2億から3億円程度の黒字となる見通しです。

②資本的収支

資本的収支も、雨水公費・汚水私費の原則に基づき、雨水事業については一般会計負担金及び国庫補助金等が財源となり、汚水事業については収益的収支で生み出された利益や補助金等が財源となります。しかし、雨水・汚水併せて毎年10億円を超える支出について、その全てを賄うことができませんので、企業債の借り入れ等で対応します。

③内部留保資金

内部留保資金は、資本的収支の補てん財源として活用するなど、安定的に事業を実施する上で必要不可欠です。

年間を通じて必要な運転資金のほか、ストックマネジメント計画の適正な実施に備えるため、また、災害時にも活用するための十分な自己資金の確保が理想的であり、使用料改定の際には内部留保資金の目標とする指標の設定が重要です。

④国庫補助金

国庫補助金については、事業計画に対して充当できる額を可能な限り満

額計上します。しかし、国の動向等により補助水準が低下したり、要望数の増加等で内示割れが起こることも想定しなければなりません。

⑤企業債

汚水事業については、令和5年度までは、可能な限り自己資金で事業を実施してきましたが、今後ますます増大する長寿命化に伴う改築事業等、建設改良需要に対応するために、財政収支バランスに留意し、適切な企業債の活用を図っていきます。

また、活用之际には、金利が上昇傾向にあることから、中期的な金利の変動も注視し、活用の時期やタイミングについても検討します。

(2) 事業の実施方針

①建設改良事業

今後、耐用年数を迎える下水道管がますます増加することとなりますが、長寿命化など改築工事を適正に実施するには多額の経費が必要なため、ストックマネジメント計画に基づき事業を平準化し、安定した経営を図っていきます。

また、中継ポンプ場など施設についても、適切な維持管理を行っていきます。

(3) 安定した事業を行うための財源の検討

収益的収入の約45%は下水道使用料収益ですが、それ以外の収益に関して検討します。

① 受託事業収益

受託事業収益は、地形的要因から和光市と新座市の排水の一部を、本市の下水道管（汚水）に受け入れていることから所要額の支払いを受けているものであり、実績額を基準に計上します。

② その他営業収益

その他営業収益は、主に指定工事店の指定手数料であり、指定期間が5年間のため、5年ごとに大きな収益が発生します。その他の年については

実績額を基準に計上します。

③ 預金利息

企業会計導入後間もないことから、定期預金等運用に回せる資金に余裕がないことから、預金利息は、普通預金利息を見込むこととします。

④ その他雑収益

雑収益は、下水道用地の電柱等の土地占用料等で、極端な増減傾向は見られないことを踏まえ、直近の実績額を基準に計上します。

⑤ 特別利益

特別利益は、固定資産の売却益や過年度損益修正益などが該当します。

売却益は、予測が難しいことから計上していませんが、計画期間中に売却益が見込まれるときは、特別利益に計上します。

⑥ その他収益（長期前受金戻入）

長期前受金戻入は、過去に受け入れた国庫補助金等を耐用年数に合わせて戻入額として収益化していますが、現金の収入があるものではないため、財源としては捉えることができません。

⑦ 繰入金

雨水公費・汚水私費の原則に基づき、総務省が示す基準内繰入については、事業を確実に実施しながら経営基盤の安定を図る上で、必要不可欠なものです。

一般会計からの繰入金総額の推移

年度	決算額
令和2年度	383,104,000円
令和3年度	386,411,000円
令和4年度	390,208,000円
令和5年度	414,101,000円
令和6年度	417,181,000円

一般会計からの繰入金のうち、雨水処理負担金の予算額







項目	令和5年度	令和6年度
雨水管渠費	122,724,000円	102,936,000円
雨水ポンプ費	16,777,000円	34,955,000円
企業債利息（雨水分）	18,730,121円	27,324,282円
減価償却費（雨水分）	75,776,208円	76,677,403円
総係費	17,977,814円	15,615,194円
合計	251,985,143円	257,507,879円

繰入金が増加傾向にある理由としては、令和2年度に公営企業会計を導入したことにより、繰入れの基準を見直したことなどがあげられます。

なお、工事費が増加しても、その費用は原則起債で賄われるため、繰入金的大幅な増加にはつながりません。また、雨水公費・汚水私費の原則に基づき、雨水処理にかかる維持管理費用が増加すれば、繰入金の額も増加します。そのため、繰入金が増加しているということが必ずしも独立採算の原則に反するということにはなりません。

(4) 安定経営のための数値目標

下水道事業が独立採算による事業運営を将来にわたって維持していくために、経営の健全性や効率性を測る指標として、以下の数値目標を設定します。

項目	指標	令和6年度	令和11年度	令和15年度	望ましい方向
経営の健全性	経常収支比率 (%)	98.9	112.6	109.5	
	流動比率 (%)	587.7	321.4	304.3	
	企業債残高対事業規模比率 (%)	154.7	147.4	158.9	
	基準外繰入金 (億円)	0.5	0.0	0.0	
経営の効率性	経費回収率 (%)	79.6	118.7	112.4	
	汚水処理原価 (円/m ³)	77.8	78.7	83.1	
	水洗化率 (%)	99.1	99.2	99.3	

4-2 安定した経営基盤の強化を図る取り組み

(1) 取組の方針

①支出削減に向けた取組

下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化施設の適切な維持管理に努め、長寿命化を図ることにより、更新費用を縮減します。

また、併せて不明水対策にも取り組み、流域下水道への負担金縮減にも努めます。

②収入増加に向けた取組

令和 8 年度から使用料の改定を行うことで使用料収入の増加を図ります。また、資産の有効活用や収納率の向上、下水道未接続世帯への接続促進など収入増加に努めます。

(2) 適正な下水道使用料の水準

①財政収支計画の検証

令和 8 年度からの使用料改定に当たり、新使用料での財政収支計画の試算を行った結果、本経営戦略の目標年度である令和 15 年度において、経費回収率は 100%を超えるとともに、期末資金残高も 10 億円以上確保できる見込みであることから、計画期間内においては、原則として更なる使用料の改定は行わない方針とします。

ただし、使用料改定に当たり朝霞市上下水道審議会の答申において、下水道事業を取り巻く環境の変化を考慮して使用料水準の定期的な検証と見直しを求める意見が付されたことから、5年に一度の頻度で検証を行い、収支のバランスが保てない場合などには適正な使用料水準について検討を行います。

②下水道使用料改定の検討

物価高騰に伴う事業費の増加や流域下水道維持管理負担金の単価の引き上げ等により、現行の使用料水準の維持が困難と判断される場合には、下水道使用料の改定に向けた詳細な検討を実施します。

第5章 経営戦略の事後検証・改定等

5-1 計画の事後検証と改定

本経営戦略はPDCAサイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：検証、Action：見直し）により、計画の実施状況の継続的な進捗管理を行うとともに、5年毎を目安に見直しを行います。

なお、社会情勢の変化や流域下水道維持管理負担金単価の改定などにより、計画と著しい乖離が生じた場合には、事業の実施手法等の見直しを検討します。

朝霞市下水道事業経営戦略

令和6年11月

(令和8年4月一部改定)

《目次》

第1章 経営戦略の策定趣旨

- 1-1 下水道事業を取り巻く環境・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 経営戦略改定の趣旨・・・・・・・・・・ 2
- 1-3 財政収支計画の検討ポイント・・・・・・・・・・ 2

第2章 下水道施設の現状と課題

- 2-1 下水道施設の現状・・・・・・・・・・ 3
- 2-2 下水道施設の老朽化の現状・・・・・・・・・・ 10
- 2-3 下水道施設の耐震性評価・・・・・・・・・・ 14
- 2-4 下水道使用料の現状・・・・・・・・・・ 15
- 2-5 財政収支状況の推移・・・・・・・・・・ 18

第3章 今後の主要事業の予定

- 3-1 計画期間における主要事業の概要・・・・・・・・・・ 23
- 3-2 計画期間経過後の大規模事業の検討・・・・・・・・・・ 25

第4章 財政収支計画

- 4-1 安定経営のための留意点・・・・・・・・・・ 26
- 4-2 安定した経営基盤の強化を図る取り組み・・・・・・・・・・ 31

第5章 経営戦略の事後検証・改定等

- 5-1 計画の事後検証と改定・・・・・・・・・・ 32

第1章 経営戦略の策定趣旨

1-1 下水道事業を取り巻く環境

昨今、ゲリラ豪雨や大型台風などにより、浸水被害が全国的に発生しており、本市においても朝霞市雨水管理総合計画（※）を作成し、浸水被害の軽減対策事業に着手しているところです。また、首都直下地震の発生が懸念される中、震災時にインフラ機能の被害を最小限に抑え、併せてより迅速に復旧することにより、市民生活と社会経済活動を支援することも求められています。

本市の下水道事業は、昭和48年に事業認可を取得し、整備を進めてきましたが、これらの施設では整備後50年が経過しようとしており、老朽化が顕在化しつつあります。

安定した下水道サービスを永続的に提供するためには、老朽化施設の改築や更新、長寿命化対策等を実施する必要があり、今後、多額の投資が見込まれています。

このようなことから、下水道事業の経営状況を的確に把握し、一層の経営の効率化・健全化に取り組むため、令和2年4月から公営企業会計に移行しました。

一方、少子高齢化が進む中で水需要の増加は見込めず、また、円安や不安定な世界情勢に伴う資材価格の高騰など、経営環境が不透明である中で、本市の下水道使用料は、公共下水道が供用開始された昭和57年から消費税率改定を除き一度も改定していない状況でした。

このような状況の中、安定的かつ持続可能な下水道事業の運営を確保するため、令和7年6月に朝霞市上下水道審議会に対し、「適正な下水道使用料の水準について」諮問を行いました。その結果、下水道使用料の改定が必要であるとの答申をいただいたことから、令和8年4月から使用料の改定を実施し、健全な経営基盤の強化を図ることといたしました。

※ 朝霞市雨水管理総合計画…雨水幹線の整備や浸水被害の軽減対策における、整備水準や整備の方針を定めた計画。令和元年 8 月策定。

1-2 経営戦略改定の趣旨

将来的に安定した下水道サービスを提供していくためには、適切な施設の維持管理、改築等を行う必要があり、その投資の所要額の見通しと下水道使用料などの財源の見通しを均衡させることが重要です。

本市では、令和 6 年 11 月に「朝霞市下水道事業経営戦略」を策定したところですが、その後の経営環境の変化を踏まえ、令和 8 年 4 月から下水道使用料の改定を実施しました。

これに伴い、財政収支計画の見直しを行ったことから、当該経営戦略の内容を一部改定するものです。

1-3 財政収支計画の検討ポイント

- ・ 令和 6 年度から令和 15 年度までの投資の所要額（維持管理費、建設改良費など全ての費用）を汚水、雨水、各年度等に分けて試算します。
- ・ 将来の処理水量は、水道使用水量の将来見込みと整合性を図ります。
- ・ 国庫補助等の依存財源を積極的に活用します。
- ・ 長寿命化への対応事業など、将来にわたり継続的に実施していく事業については、企業債の活用方法について検討します。
- ・ 令和 2 年度は自己財源がないため、水道事業から一時借入をして支払いをしている状況があり、年度当初に適切額の運転資金（水道事業は 10 億円）等の内部留保資金の確保を検討します。
- ・ 令和 16 年度以降の大規模事業等の傾向も考察します。
- ・ 独立採算制の原則を満たすため、経費回収率は 100%以上の水準を維持するとともに、基準外繰入金を 0 とします。

第2章 下水道施設の現状と課題

2-1 下水道施設の現状

(1) 下水道事業の役割

下水道は、汚水では都市の健全な発達及び市民の公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するために欠くことのできない重要な都市基盤施設です。

また、雨水では、都市化の進展や集中豪雨の発生により雨水の流出量が増える傾向にあるため、雨水の流出抑制や、調整する機能を含む下水道の整備が重要となっています。

i) 汚水の排除（生活環境の改善）

- ① 生活や生産活動に伴って生ずる汚水を速やかに排除し、悪臭や害虫の発生防止及び感染症の発生を予防します。
- ② トイレの水洗化などにより、衛生的で快適な生活環境を確保します。

ii) 雨水の排除（浸水の防除）

- ① 降った雨を下水道により河川等に排除し、あるいは貯留、浸透したりすることにより浸水を防除します。

iii) 公共用水域の水質保全

- ① 生活排水や工場排水などの汚水を下水道管で集め処理場に送り、処理場で適切に浄化処理されることにより、河川などの公共用水域の水質汚濁を防止し、自然環境を保全します。

(2) 下水道施設の現状

朝霞市の下水道は、家庭などから出た汚水と雨水を別々の下水道管で流す分流式を採用しています。汚水は下水処理場で処理され川へ、雨水は下水道管を通して直接川に流れます。

ii) 污水管

污水管の令和4年度末現在の総延長は約240kmあります。

単位:m

口径/管種	HP	VP	VU	その他の管	合計
~φ200	648.44	5,635.44	15,839.18	165.40	22,288.46
φ250	99,387.73	57,647.73	19,711.51	1,286.25	178,033.22
φ300	6,042.61	2,807.24	59.75	7.90	8,917.50
φ350	6,225.13	799.75	95.77	0.00	7,120.65
φ400	5,060.11	1,864.06	279.54	788.00	7,991.71
φ450	920.23	0.00	181.15	61.85	1,163.23
φ500	941.83	0.00	22.87	0.00	964.70
φ600~	10,846.14	79.19	0.00	242.82	11,168.15
合計	130,072.22	68,833.41	36,161.26	2,580.73	237,647.62

※河川横断の伏越し管は、市内に3か所

iii) 污水ポンプ場（1か所）

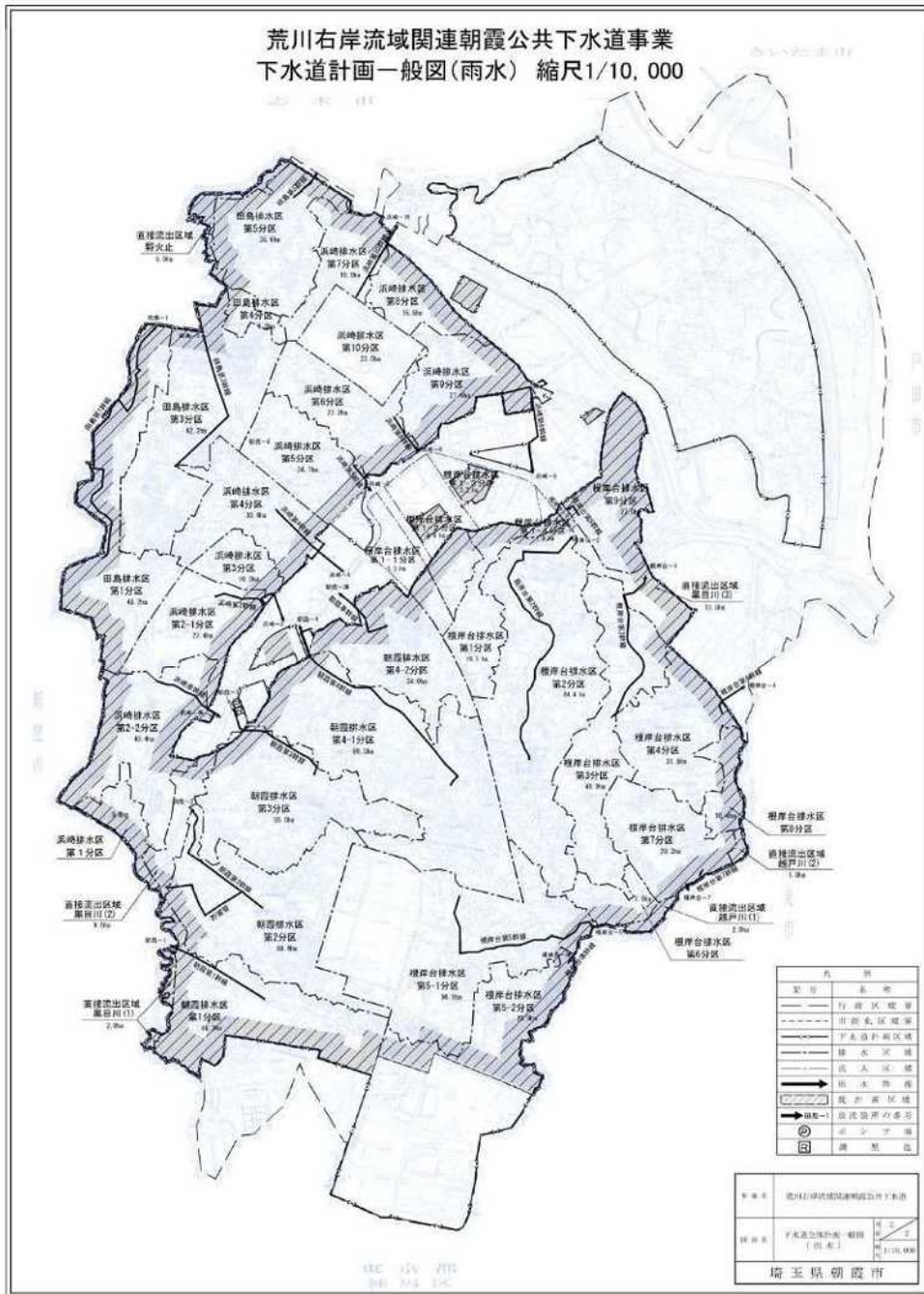
高いところから低いところに流れる水の性質を利用して、污水を自然流下で流していますが、低い位置にある污水は自然流下では流すことができないため、污水ポンプ場で高い位置まで圧送し流しています。

ポンプ場名	場所	供用開始	排水ポンプ能力
仲町中継ポンプ場	仲町 2-10-50	昭和 58 年	21.96 m ³ /分

iv) 下水道事業（雨水）の概要

雨水管は昭和 52 年から整備が開始され、事業認可面積 1,124.6ha に対し、令和 4 年度末の下水道整備面積は 1,064.1ha で、雨水整備率は約 94.6%となっています。

令和元年度



v) 雨水管

雨水管の令和4年度末現在の総延長は約210kmあります。

単位:m

口径/管種	HP	VP	VU	BOX	その他の管	合計
~φ250	13,071.90	5,858.08	11,267.74	0.00	1,179.21	31,376.93
φ300~400	76,322.71	11,657.70	9,436.70	0.00	714.54	98,131.65
φ450~450	31,071.92	1,244.46	1,773.23	0.00	495.52	34,585.13
φ700~900	17,857.07	133.81	9.70	0.00	2,301.58	20,302.16
φ1000~1200	12,201.16	0.00	0.00	0.00	663.99	12,865.15
φ1300~	6,966.68	72.64	0.00	0.00	191.50	7,230.82
240*240~1100*800	509.47	6.80	7.67	1,217.96	0.00	1,741.90
1200*300~3000*1500	141.97	0.00	0.00	1,343.74	0.00	1,485.71
合計	158,142.88	18,973.49	22,495.04	2,561.70	5,546.34	207,719.45

vi) 雨水ポンプ場（4か所）

河川水位が上昇した際に、自然流下で雨水を排除できない場合は、雨水ポンプで強制的に河川へ排水するほか、低い位置にある地域の雨水を下流の雨水管にマンホールポンプなどで補助的に排水しています。

ポンプ場名	位置	供用開始	排水ポンプ能力
田島1丁目排水機場	田島1-4付近	平成8年	0.12 m ³ /秒
浜崎排水機場	大字浜崎72付近	平成18年	1.20 m ³ /秒
溝沼2丁目 マンホールポンプ場	溝沼2-5付近	平成27年	0.15 m ³ /秒
溝沼3丁目排水ポンプ場	大字溝沼863付近	平成27年	0.30 m ³ /秒
溝沼排水機場	大字溝沼851	令和8年	2.29 m ³ /秒

vii) 雨水調整池（8 池）

雨水を一時的に貯めて河川への雨水の流出量を調整することにより洪水被害の発生を防止します。

調整池名	場所	供用開始	容量
向山公園調整池	岡 3-15 付近	平成 9 年	1,918m ³
越戸調整池	栄町 1-6-10	平成 9 年	1,219m ³
中道公園調整池	本町 1-38 付近	平成 11 年	4,711m ³
広沢公園調整池	本町 3-2 付近	平成 15 年	4,160m ³
南の風公園調整池	本町 3 - 6 付近	平成 15 年	3,250m ³
あけぼの公園調整池	仲町 2-9 付近	平成 15 年	6,142m ³
膝折市民センター	膝折町 1-7-40	平成 21 年	200m ³
根岸台 3 丁目調整池	根岸台 3-5 付近	平成 21 年	305m ³
溝沼調整池	大字溝沼 851	令和 8 年	3,500m ³

(3) 下水道施設の課題と対応

下水道施設は、市民生活や社会経済活動を支える重要な都市基盤であるため、恒久的、安定的に維持される必要があります。

現在、下水道施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することが求められています。

このため、本市では、朝霞市下水道ストックマネジメント計画（※）を策定し、これに基づいて施設の維持管理を実施しています。

i) 汚水

本市の汚水管は、昭和 48 年の整備開始から平成初期までにその多くが整備されています。これらの管渠が下水道管の一般的な耐用年数である 50 年を迎えることから、その更新時期の見極めや、今ある汚水管をより長く使用できるようにする長寿命化対策の実施が必要です。また、本市は、都心に近接する立地や交通の利便性から、高層マンション建設などの開発が進み、人口も増加傾向にあります。そのため、昭和 48 年の下水道事業認可取得時と現在の汚水量に乖離が生じていることから、既設汚水管の排水能力が適正であるかの確認が必要です。

ii) 雨水

近年、下水道の排水能力を上回る局地的な集中豪雨が多発し浸水被害が発生しています。浸水被害を軽減するため、朝霞市雨水管理総合計画に基づき浸水対策を進めていく必要があります。

※朝霞市下水道ストックマネジメント計画…長期的な視点から施設の状態を予測し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することを目的として、令和 2 年 2 月に策定された計画

2-2 下水道施設の老朽化の現状

(1) 汚水施設の老朽化の現状

汚水管は昭和48年から整備が開始され、昭和50年代から平成初期にかけて多くの管渠が整備されました。一般的な汚水管の耐用年数は50年であることから、今後20年以内に更新時期を迎える管渠が急増し、特に令和16年から令和25年までの10年間で約130kmの管渠が更新時期を迎える状況です。

また、仲町中継ポンプ場は昭和58年に整備され、供用開始から40年が経過しています。構造物の一般的な目標耐用年数は50年から75年となっており、令和15年から令和40年までの間に建替え時期を迎えます。なお、建替え時期に至る期間まで、構造物を除く機械、電気設備並びに建築設備関連においても計画的な更新が必要となります。

表 布設年度別管路延長（汚水）

(令和4年度末)

施工年度	経過年数(年)	施工延長	累計延長(km)	施工年度	経過年数(年)	施工延長	累計延長(km)
S48	50	0.15	0.15	H10	25	1.11	214.8
S49	49	0.53	0.68	H11	24	0.92	215.72
S50	48	0	0.68	H12	23	0.63	216.35
S51	47	0	0.68	H13	22	1.75	218.1
S52	46	0	0.68	H14	21	1.07	219.17
S53	45	0.12	0.8	H15	20	0.18	219.35
S54	44	0.05	0.85	H16	19	0.65	220
S55	43	0.99	1.84	H17	18	1.21	221.21
S56	42	1.27	3.11	H18	17	1.36	222.57
S57	41	46.41	49.52	H19	16	0.54	223.11
S58	40	14.96	64.48	H20	15	1.91	225.02
S59	39	12.67	77.15	H21	14	0.61	225.63
S60	38	10.17	87.32	H22	13	0.87	226.5
S61	37	15.94	103.26	H23	12	0.57	227.07
S62	36	17.46	120.72	H24	11	0.24	227.31
S63	35	13.53	134.25	H25	10	2.63	229.94
H01	34	4.41	138.66	H26	9	1.19	231.13
H02	33	20.73	159.39	H27	8	1.35	232.48
H03	32	10.41	169.8	H28	7	2.09	234.57
H04	31	15.03	184.83	H29	6	0.64	235.21
H05	30	9.2	194.03	H30	5	1.78	236.99
H06	29	6.29	200.32	R01	4	0.09	237.08
H07	28	4.82	205.14	R02	3	0.37	237.45
H08	27	7.22	212.36	R03	2	0.2	237.65
H09	26	1.33	213.69				

 令和15年までに布設後50年を迎える管路延長：**約65km**

 令和16年～25年までの10年間に布設後50年を迎える管路延長：**約130km**

i) 汚水施設老朽化対策の事業費

① 令和6年度～令和15年度の10年間 17億5,300万円

污水管 ※令和元年度に実施したカメラ調査結果を基に劣化率を算出

事業内容	事業量	概算事業費
点検	約 220 k m	5,400 万円
カメラ調査	約 35 k m	1 億 1,900 万円
修繕・改築	約 4.1 k m	11 億 2,900 万円
合 計		13 億 200 万円

仲町中継ポンプ場

事業内容	概算事業費
土木施設、電気設備の改築更新	4 億 5,100 万円

② 令和16年度～令和25年度の10年間 23億5,500万円

污水管

事業内容	概算事業費
点検	2,400 万円
カメラ調査	1 億 2,700 万円
修繕・改築	19 億 9,700 万円
合 計	21 億 4,800 万円

※劣化率は「ストックマネジメント実施に関するガイドライン」の健全率予測式を採用

仲町中継ポンプ場

事業内容	概算事業費
施設の改築更新	2 億 700 万円

(2) 雨水施設の老朽化の現状

昭和 50 年代後半から平成 10 年頃にかけて多くの雨水管が整備されました。一般的な雨水管の耐用年数は 50 年であることから、今後 20 年以内に更新時期を迎える管渠が急増し、特に令和 6 年から令和 15 年までの 10 年間で約 100 km の管渠が更新時期を迎える状況です。

また、雨水ポンプ施設は、平成 8 年に供用開始した田島 1 丁目排水機場をはじめ、平成 18 年に浜崎排水機場、平成 27 年に溝沼 2 丁目マンホールポンプ場と溝沼 3 丁目排水ポンプ場を供用開始しており、最も古いもので 25 年以上が経過しています。

表 布設年度別管路延長（雨水）

(令和4年度末)

施工年度	経過年数(年)	施工延長	累計延長(km)	施工年度	経過年数(年)	施工延長	累計延長(km)
S43	55	0.34	0.34	H07	28.00	10.85	166.70
S44	54	1.16	1.50	H08	27.00	8.30	175.00
S45	53	3.66	5.16	H09	26.00	1.65	176.65
S46	52	0.00	5.16	H10	25.00	1.65	178.30
S47	51	3.02	8.18	H11	24.00	1.05	179.35
S48	50	0.00	8.18	H12	23.00	2.56	181.91
S49	49	0.00	8.18	H13	22.00	1.58	183.49
S50	48	0.20	8.38	H14	21.00	2.44	185.93
S51	47	0.00	8.38	H15	20.00	1.73	187.66
S52	46	1.49	9.87	H16	19.00	1.82	189.48
S53	45	0.05	9.92	H17	18.00	0.88	190.36
S54	44	6.13	16.05	H18	17.00	1.71	192.07
S55	43	3.52	19.57	H19	16.00	1.04	193.11
S56	42	0.14	19.71	H20	15.00	0.67	193.78
S57	41	79.70	99.41	H21	14.00	1.26	195.04
S58	40	0.24	99.65	H22	13.00	0.92	195.96
S59	39	0.79	100.44	H23	12.00	0.63	196.59
S60	38	0.15	100.59	H24	11.00	0.29	196.88
S61	37	2.69	103.28	H25	10.00	1.33	198.21
S62	36	1.28	104.56	H26	9.00	1.29	199.50
S63	35	3.15	107.71	H27	8.00	1.51	201.01
H01	34	1.81	109.52	H28	7.00	1.77	202.78
H02	33	8.72	118.24	H29	6.00	0.88	203.66
H03	32	4.47	122.71	H30	5.00	3.19	206.85
H04	31	10.26	132.97	R01	4.00	0.25	207.10
H05	30	6.27	139.24	R02	3.00	0.26	207.36
H06	29	16.61	155.85	R03	2.00	0.36	207.72

 令和 15 年までに布設後 50 年を迎える管路延長：**約 100 km**

 令和 16 年～25 年までの 10 年間に布設後 50 年を迎える管路延長：**約 40 km**

i) 雨水施設老朽化対策の事業費

① 令和6年度～令和15年度の10年間 1億9,000万円

雨水管 ※令和元年度に実施したカメラ調査結果を基に劣化率を算出

事業内容	数量	概算事業費
点検	約60km	1,300万円

雨水ポンプ施設

事業内容	概算事業費
ポンプ、電気設備の改築更新	1億7,700万円

② 令和16年度～令和25年度の10年間 11億8,700万円

雨水管

事業内容	概算事業費
点検	4,200万円
カメラ調査	6,300万円
修繕・改築	10億1,500万円
合計	11億2,100万円

※劣化率は「ストックマネジメント実施に関するガイドライン」の健全率予測式を採用

雨水ポンプ施設

事業内容	概算事業費
ポンプ、電気設備の改築更新	6,600万円

2-3 下水道施設の耐震性評価

(1) 耐震化の概要

地震により下水道施設が被災した場合、トイレや入浴、手洗いなどの使用が十分に行えず、市民生活に多大な支障をきたすことから、平成24年度に、汚水の主要な幹線管渠およそ46kmにおいて、レベル2地震動(※1)においても耐震性能目標である「流下機能(※2)を確保」できているかについて耐震診断を行いました。

その結果、全線において耐震性能が確保されており、耐震対策工事は不要であると判断されました。

このことから、基本的に構造が同じであるその他の污水管においても、耐震性を有していると推測しています。

なお、仲町中継ポンプ場は、令和3年3月に耐震化を完了しています。

※1 レベル2地震動…過去から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さを持つ地震動。おおよそ震度7相当と考えることができます。

※2 流下機能…地震によって本管部のクラックや沈下等の被害が生じ、設計流下能力の確保の状態が困難となっても補修や布設替等の対策を講じるまでの間は、污水管として下水を上流から下流に流せる状態を示します。

2-4 下水道使用料の現状

(1) 使用料体系

本市の下水道使用料は、使用者が排除する汚水の種類を「一般汚水」と「公衆浴場汚水」の2種類に区分し、それぞれ使用水量に応じた従量使用料を設定しています。このうち一般汚水については、使用水量が多いほど使用料単価が高くなる累進使用料制を採用しています。

令和8年4月からの使用料改定では、基本水量制を廃止し、1立方メートルから従量使用料がかかる使用料体系を取り入れました。

【料金改定前】下水道使用料金表（税抜）

用途区分	汚水排除量	使用料（1月につき）
一般汚水	10立方メートルまで	500円
	10立方メートルを超え20立方メートルまで	1立方メートルにつき 55円
	20立方メートルを超え50立方メートルまで	1立方メートルにつき 60円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	1立方メートルにつき 65円
	100立方メートルを超え500立方メートルまで	1立方メートルにつき 70円
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまで	1立方メートルにつき 75円
	1,000立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき 85円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき	50円

【料金改定後】下水道使用料金表（税抜）

用途区分	基本使用料 （1月につき）	従量使用料（1月につき）	
		汚水排除量	金額（1立方メートルにつき）
一般汚水	500円		
		5立方メートルまで	20円
		5立方メートルを超え10立方メートルまで	30円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	70円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	75円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	85円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	95円
		100立方メートルを超え500立方メートルまで	100円
		500立方メートルを超え1,000立方メートルまで	110円
	1,000立方メートルを超えるもの	120円	
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき		50円

(2) 使用料改定の経緯

本市の下水道使用料は、公共下水道を供用開始し、使用料徴収を開始した昭和 57 年から、消費税率改定を除けば一度も使用料そのものの見直しを行ってきませんでした。しかしながら、昨今の物価上昇等、本市の下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増していることから、適正な下水道使用料の水準を検討するため、朝霞市上下水道審議会に諮問を行った結果、令和 7 年 10 月に下水道使用料の改定が必要であるとの答申をいただきました。

同答申では、本市の実情に即した改定案が示されたことから、答申のとおり改定することといたしました。

(3) 他自治体との使用料比較

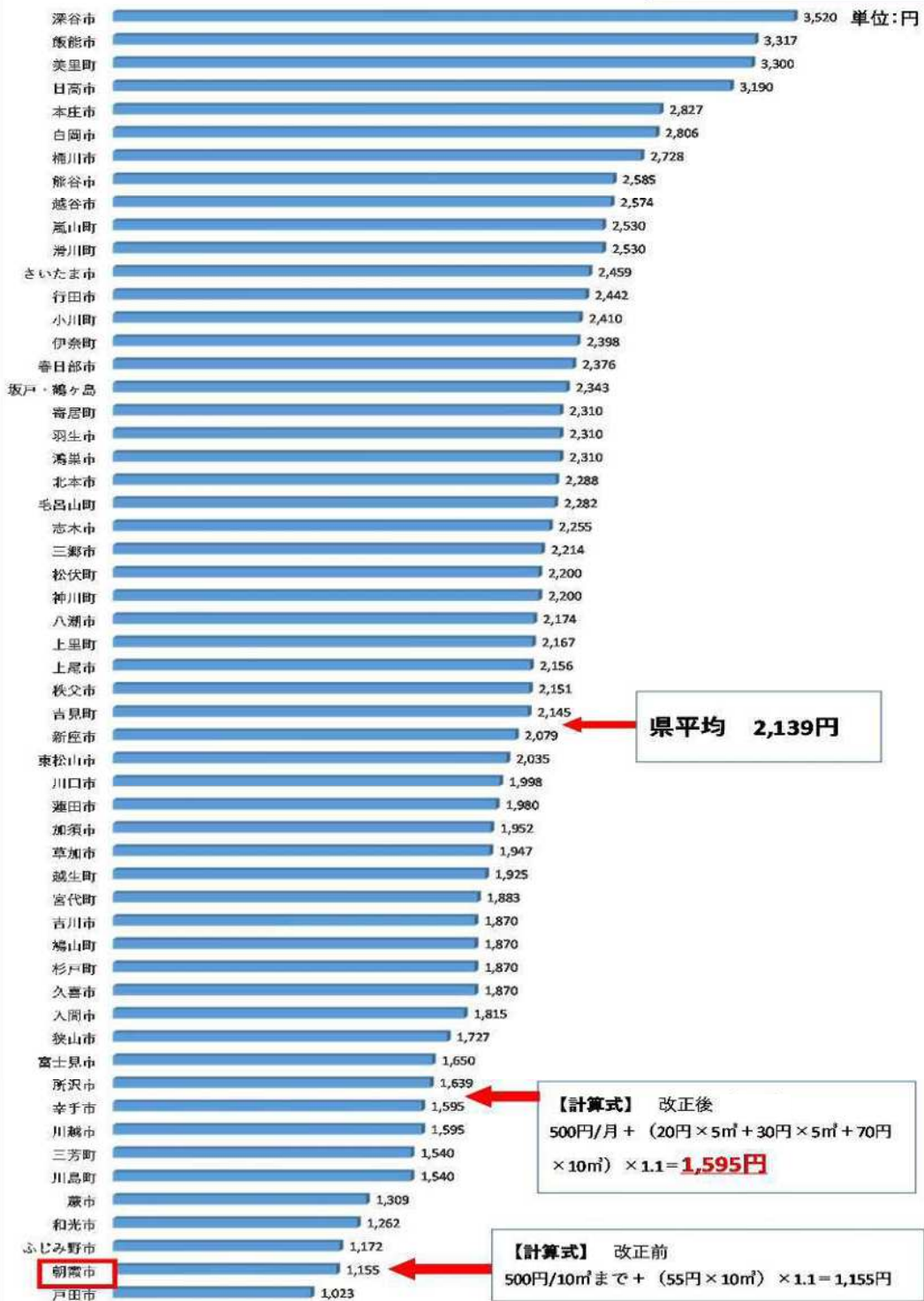
1 か月で 20 m³使用した場合の使用料の県内比較を次ページに掲載しました。使用料改定により、改定後は 1,595 円となりますが、本市の下水道使用料が依然として低いことが分かります。

本市は、使用水量が増えれば増えるほど単価が高くなる逓増制の料金設定としていますが、他自治体と比較して逓増幅が小さいため、使用水量が多くなればなるほど他自治体との使用料格差も大きくなっている状況です。また、近隣自治体及び県内類似団体と比較して、人口一人当たりの下水道事業固定資産額（下水道施設の量）が平均約 31 万円に対して、本市は約 14 万円と、一人当たりの管路延長などが少なく、密度の高い、効率の良い運営ができていることが使用料を抑制できている要因となっています。

埼玉県内の下水道使用料の比較

R7.7.1現在

設定：20㎡/1ヶ月（税込）



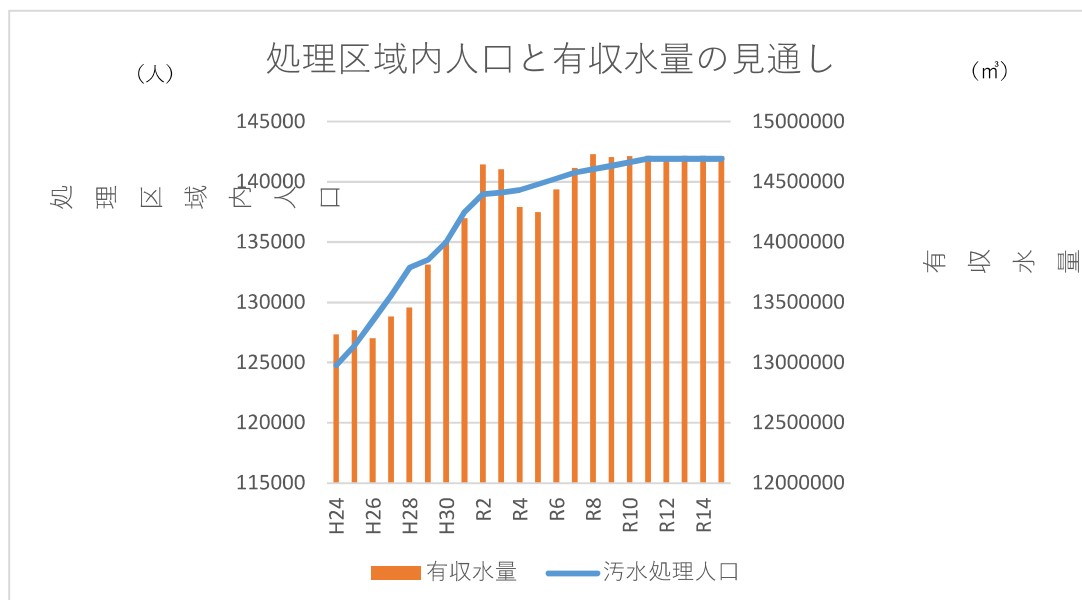
2-5 財政収支状況の推移

(1) 有収水量及び企業債の推移

① 人口と有収水量の推移

令和3年度に作成した本市の水道事業財政収支計画においては、第5次朝霞市総合計画の人口推計を基に給水人口を予測し、コロナ禍における社会情勢の変化などを踏まえ水需要の予測を試算しています。

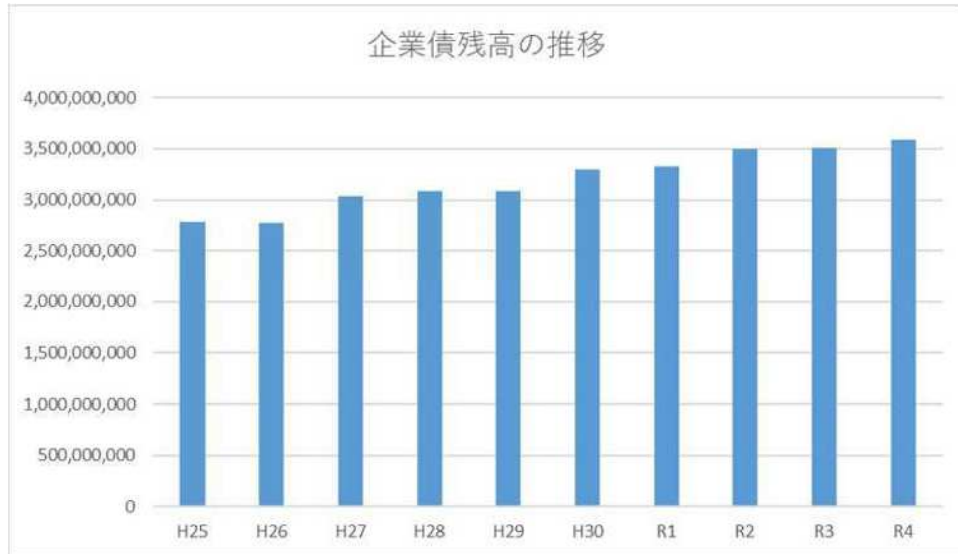
下水道の有収水量は、水道の有収水量にほぼ比例することから、汚水処理人口及び有収水量の見込みについては、水道事業の財政収支計画で予測した給水人口と水道水の有収水量の見込みとの整合を図るものとします。



② 企業債の推移

下水道施設は、施設整備や更新に多額の費用を要すること、また、施設は将来世代にわたり利用されていくことから、企業債を活用しています。

しかしながら、過度な企業債発行は、企業債残高の増大を招き、将来世代に大きな負担を残すこととなるため、企業債について適正な管理が必要となります。



(2) 経営指標を活用した現状分析（令和4年度決算）

①経常収支比率 113.07% 経常収益／経常費用×100（%）

使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄っているかを表す指標。100%以上（＝単年度収支が黒字）であることが求められます。

本市は、113.07%と、全国平均、類似団体平均ともに上回っていますが、これは使用料収入の不足額を一般会計からの繰入金で賄っているためであり、現状においては、利益を上げることができる企業経営とはなっていない状況です。

②累積欠損金比率 0%

当年度未処理欠損金／営業収益－受託工事収益×100（%）

営業収支に対する累積欠損金（過去に発生した損失で、利益で補てんできず累積した額）の状況を示す指標。0%（＝累積欠損金無し）であることが求められます。

累積欠損金がないため0%ですが、一般会計からの繰入金により収益の一部を補うことで欠損を回避しているにすぎず、自己の営業（下水道使用料等）により十分な収益をあげているものではないことがいえます。

③流動比率 385.13% 流動資産／流動負債×100（%）

短期的な債務に対する支払い能力を示す指標。100%以上であることが求められますが、100%未満であっても、企業債償還等の原資をその年度の使用料収入等により得られる場合には、一概に支払い能力がないとはいえません。

一般的に下水道事業は企業債の償還が多額なため、100%を下回り、その年の使用収入によって償還費を賄うこととなります。

④企業債残高対事業規模比率 141.29%

企業債現在高合計－一般会計負担額／営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金×100（%）

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。明確な数値基準はないが、投資規模は適切か、使用料水準は適切か、といった分析が可能となります。

全国平均、類似団体平均と比較して下回っている状況ですが、企業債の発行額が償還額を上回る傾向が続いており、数値の上昇が見込まれます。

⑤経費回収率 91.16%

下水道使用料／汚水処理費（公費負担分を除く）×100（%）

汚水処理に係る経費が、使用料でどの程度賄えているかを表す指標。使用料水準等の評価に用いるが、100%以上が求められます。

91.16%と100%を大きく下回っており、汚水処理費に対して使用料収入が低いことが分かります。

抜本的な対策として、使用料改定など受益者負担のあり方の見直しや、維持管理などのさらなる見直し・効率化を図るなどを行う必要があります。

⑥汚水処理原価 67.73 円

汚水処理費（除公費負担分）／年間有収水量（円）

有収水量 1 m³当たりの汚水処理費用を示す指標。事業環境に依存するため、明確な基準はないが、経年比較・類似団体比較により効率的な汚水処理が実施されているかの分析が可能となります。

⑦水洗化率 99.13% 水洗便所設置人口／処理区域内人口×100（%）

処理可能人口のうち、水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を示した指標。水質保全や使用料収入確保の観点から、100%に近い数字が望まれます。

全国平均、類似団体平均を上回りますが、未接続世帯の減少を図り、今後も継続的に啓発活動を行う必要があります。

⑧有形固定資産減価償却率 12.93%

有形固定資産減価償却累計額／有形固定資産帳簿原価×100（%）

有形固定資産のうち、償却性資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標。資産の老朽化度合いを示す。

全国平均や類似団体平均を大きく下回る数値ではありますが、本市は令和2年度に公営企業会計を導入し、減価償却は、会計上、そこから開始したことによるものであり、この数値が正しく老朽化度合いを示しているものではありません。

この指標による適切な評価を行うためには、一定の期間経過が必要です。

⑨管渠老朽化率 0%

法定耐用年数を超過した管路延長／管路総延長×100（%）

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示した指標。管路の老朽化度合いを示し、数値が高いほど、不明水の流入や事故のリスクが高くなります。

⑩管渠改善率 0.31%

当年度に改善した管路延長／管路総延長×100（%）

下水道管路の総延長に対して、管渠改善の状況を示す指標。管渠の更新ペースや状況を把握することができます。

第3章 今後の主要事業の予定

3-1 計画期間における主要事業の概要

(1) 汚水整備事業の概要

i) 主な維持管理事業

○朝霞市下水道ストックマネジメント計画に基づく、施設の計画的かつ効率的な管理

・下水道施設全体を対象にその状態を点検・調査等によって客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設の管理を計画的かつ効率的に行っています。

ii) 主な建設改良事業

○旧暫定逆線引き地区の汚水整備

・平成24年に旧暫定逆線引き地区の事業認可取得後、平成25年度より旧暫定逆線引き5地区の整備を実施しています。

iii) 実汚水量の増加に伴う適正口径の検討

高層マンションなどの開発が進み、昭和48年の下水道事業認可取得時と現在の汚水量に乖離が生じていることから、既設污水管の排水能力が適正であるかの検討を行います。

(参考) 流域建設費の負担について

埼玉県は、埼玉県下水道局ストックマネジメント計画に基づき下水道施設の計画的な改築・更新等を行っています。

埼玉県より示されているストックマネジメントの令和6年度から令和10年度までの短期実施計画によりますと、荒川右岸下水道事務所の建設改良費の総額は193億円から284億円(税込)となっています。

主要プロジェクトとして、2号焼却炉改築(平成30年～令和7年)と6-1系水処理増築(令和7年～令和12年)、3号焼却炉改築(令和8年～令和14年)を実施する予定とされています。

荒川右岸流域下水道

処理能力	732,100 m ³ /日
系列数	6 系列数
ポンプ場	4 か所
管渠延長	99 k m
供用年度	昭和 56 年度
関係市町	13 市町 川越市、所沢市、狭山市、入間市、 朝霞市、志木市、和光市、新座市、 富士見市、ふじみ野市、三芳町、 川島町、吉見町
処理人口	1,622,244 人

出典：埼玉県下水道局ストックマネジメント計画 令和 5 年 7 月改訂版

(2) 雨水整備事業の概要

i) 主な維持管理事業

- 朝霞市下水道ストックマネジメント計画に基づく、施設の計画的かつ効率的な管理
 - ・下水道施設全体を対象にその状態を点検・調査等によって客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設の管理を計画的かつ効率的に行います。

ii) 主な建設改良事業

- 朝霞市雨水管理総合計画に基づく雨水浸水対策
 - ・都市化の進展による土地利用の変化に伴う浸透面積の減少により雨水の流出量が増え、下水道にかかる負担が増加しています。
 - さらに、気候変動の影響等により下水道の排水能力を上回る局地的な集中豪雨が多発し、浸水被害が発生しています。集中豪雨時などによる浸水被害を軽減するため、朝霞市雨水管理総合計画に基づき、浸水対策工事を行います。

3-2 計画期間経過後の大規模事業の検討

(1) 汚水事業

- i) 朝霞市下水道ストックマネジメント計画に基づく、施設の計画的かつ効率的な管理
- ii) 適正口径への管渠布設替え工事等

(2) 雨水事業

- i) 朝霞市下水道ストックマネジメント計画に基づく、施設の計画的かつ効率的な管理
- ii) 朝霞市雨水管理総合計画に基づく、雨水浸水対策工事

第4章 財政収支計画

4-1 安定経営のための留意点

(1) 財政収支の将来見通し

①収益的収支

収益的収支は、雨水公費・汚水私費の原則に基づき、雨水事業については一般会計負担金及び国庫補助金が財源となります。汚水事業については使用料収入が主な財源となりますが、令和7年度までは、全ての費用を使用料収入では賄えないため、基準外繰入を行うことで均衡を保っていました。しかし、令和8年度からは使用料の改定を実施したことで、基準外繰入は解消され、毎年約2億から3億円程度の黒字となる見通しです。

②資本的収支

資本的収支も、雨水公費・汚水私費の原則に基づき、雨水事業については一般会計負担金及び国庫補助金等が財源となり、汚水事業については収益的収支で生み出された利益や補助金等が財源となります。しかし、雨水・汚水併せて毎年10億円を超える支出について、その全てを賄うことができませんので、企業債の借り入れ等で対応します。

③内部留保資金

内部留保資金は、資本的収支の補てん財源として活用するなど、安定的に事業を実施する上で必要不可欠です。

年間を通じて必要な運転資金のほか、ストックマネジメント計画の適正な実施に備えるため、また、災害時にも活用するための十分な自己資金の確保が理想的であり、使用料改定の際には内部留保資金の目標とする指標の設定が重要です。

④国庫補助金

国庫補助金については、事業計画に対して充当できる額を可能な限り満

額計上します。しかし、国の動向等により補助水準が低下したり、要望数の増加等で内示割れが起こることも想定しなければなりません。

⑤企業債

汚水事業については、令和5年度までは、可能な限り自己資金で事業を実施してきましたが、今後ますます増大する長寿命化に伴う改築事業等、建設改良需要に対応するために、財政収支バランスに留意し、適切な企業債の活用を図っていきます。

また、活用之际には、金利が上昇傾向にあることから、中期的な金利の変動も注視し、活用の時期やタイミングについても検討します。

(2) 事業の実施方針

①建設改良事業

今後、耐用年数を迎える下水道管がますます増加することとなりますが、長寿命化など改築工事を適正に実施するには多額の経費が必要なため、ストックマネジメント計画に基づき事業を平準化し、安定した経営を図っていきます。

また、中継ポンプ場など施設についても、適切な維持管理を行っていきます。

(3) 安定した事業を行うための財源の検討

収益的収入の約45%は下水道使用料収益ですが、それ以外の収益に関して検討します。

① 受託事業収益

受託事業収益は、地形的要因から和光市と新座市の排水の一部を、本市の下水道管（汚水）に受け入れていることから所要額の支払いを受けているものであり、実績額を基準に計上します。

② その他営業収益

その他営業収益は、主に指定工事店の指定手数料であり、指定期間が5年間のため、5年ごとに大きな収益が発生します。その他の年については

実績額を基準に計上します。

③ 預金利息

企業会計導入後間もないことから、定期預金等運用に回せる資金に余裕がないことから、預金利息は、普通預金利息を見込むこととします。

④ その他雑収益

雑収益は、下水道用地の電柱等の土地占用料等で、極端な増減傾向は見られないことを踏まえ、直近の実績額を基準に計上します。

⑤ 特別利益

特別利益は、固定資産の売却益や過年度損益修正益などが該当します。

売却益は、予測が難しいことから計上していませんが、計画期間中に売却益が見込まれるときは、特別利益に計上します。

⑥ その他収益（長期前受金戻入）

長期前受金戻入は、過去に受け入れた国庫補助金等を耐用年数に合わせて戻入額として収益化していますが、現金の収入があるものではないため、財源としては捉えることができません。

⑦ 繰入金

雨水公費・汚水私費の原則に基づき、総務省が示す基準内繰入については、事業を確実に実施しながら経営基盤の安定を図る上で、必要不可欠なものです。

一般会計からの繰入金総額の推移

年度	決算額
令和2年度	383,104,000円
令和3年度	386,411,000円
令和4年度	390,208,000円
令和5年度	414,101,000円
令和6年度	417,181,000円

一般会計からの繰入金のうち、雨水処理負担金の予算額


項目	令和5年度	令和6年度
雨水管渠費	122,724,000円	102,936,000円
雨水ポンプ費	16,777,000円	34,955,000円
企業債利息（雨水分）	18,730,121円	27,324,282円
減価償却費（雨水分）	75,776,208円	76,677,403円
総係費	17,977,814円	15,615,194円
合計	251,985,143円	257,507,879円

繰入金が増加傾向にある理由としては、令和2年度に公営企業会計を導入したことにより、繰入れの基準を見直したことなどがあげられます。

なお、工事費が増加しても、その費用は原則起債で賄われるため、繰入金的大幅な増加にはつながりません。また、雨水公費・汚水私費の原則に基づき、雨水処理にかかる維持管理費用が増加すれば、繰入金の額も増加します。そのため、繰入金が増加しているということが必ずしも独立採算の原則に反するという事にはなりません。

(4) 安定経営のための数値目標

下水道事業が独立採算による事業運営を将来にわたって維持していくために、経営の健全性や効率性を測る指標として、以下の数値目標を設定します。

項目	指標	令和6年度	令和11年度	令和15年度	望ましい方向
経営の健全性	経常収支比率 (%)	98.9	112.6	109.5	
	流動比率 (%)	587.7	321.4	304.3	
	企業債残高対事業規模比率 (%)	154.7	147.4	158.9	
	基準外繰入金 (億円)	0.5	0.0	0.0	
経営の効率性	経費回収率 (%)	79.6	118.7	112.4	
	汚水処理原価 (円/m ³)	77.8	78.7	83.1	
	水洗化率 (%)	99.1	99.2	99.3	

4-2 安定した経営基盤の強化を図る取り組み

(1) 取組の方針

①支出削減に向けた取組

下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化施設の適切な維持管理に努め、長寿命化を図ることにより、更新費用を縮減します。

また、併せて不明水対策にも取り組み、流域下水道への負担金縮減にも努めます。

②収入増加に向けた取組

令和 8 年度から使用料の改定を行うことで使用料収入の増加を図ります。また、資産の有効活用や収納率の向上、下水道未接続世帯への接続促進など収入増加に努めます。

(2) 適正な下水道使用料の水準

①財政収支計画の検証

令和 8 年度からの使用料改定に当たり、新使用料での財政収支計画の試算を行った結果、本経営戦略の目標年度である令和 15 年度において、経費回収率は 100%を超えるとともに、期末資金残高も 10 億円以上確保できる見込みであることから、計画期間内においては、原則として更なる使用料の改定は行わない方針とします。

ただし、使用料改定に当たり朝霞市上下水道審議会の答申において、下水道事業を取り巻く環境の変化を考慮して使用料水準の定期的な検証と見直しを求める意見が付されたことから、5年に一度の頻度で検証を行い、収支のバランスが保てない場合などには適正な使用料水準について検討を行います。

②下水道使用料改定の検討

物価高騰に伴う事業費の増加や流域下水道維持管理負担金の単価の引き上げ等により、現行の使用料水準の維持が困難と判断される場合には、下水道使用料の改定に向けた詳細な検討を実施します。

第5章 経営戦略の事後検証・改定等

5-1 計画の事後検証と改定

本経営戦略はPDCAサイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：検証、Action：見直し）により、計画の実施状況の継続的な進捗管理を行うとともに、5年毎を目安に見直しを行います。

なお、社会情勢の変化や流域下水道維持管理負担金単価の改定などにより、計画と著しい乖離が生じた場合には、事業の実施手法等の見直しを検討します。

朝霞市下水道事業財政収支計画（事業全体）R8以降基準内のみ繰入・R8.4から使用料改定

*=366日

項目	年度	単位	決算						予算	将来見通し						
			R2	R3	R4	R5	R6	R7		R8	R9 *	R10	R11	R12	R13 *	R14
年間有収水量	ア	m³/年	14,642,285	14,605,111	14,288,855	14,247,196	14,438,165	14,614,000	14,730,317	14,704,090	14,712,786	14,715,731	14,710,869	14,713,129	14,713,243	14,712,414
収益的収入	イ	円	1,851,710,118	2,367,801,251	1,945,371,522	1,987,701,689	1,989,417,213	1,989,724,000	2,496,457,641	2,454,514,705	2,520,782,877	2,502,552,379	2,469,344,053	2,467,743,998	2,449,321,515	2,410,854,893
下水道使用料	ウ	円	897,145,046	897,538,403	882,193,096	884,790,115	898,916,765	891,947,000	1,376,417,268	1,373,950,170	1,374,762,724	1,375,037,905	1,374,583,599	1,374,794,774	1,374,805,426	1,374,727,964
受託事業収益	エ	円	3,443,000	3,312,081	3,262,848	3,438,323	3,489,627	3,669,000	3,669,000	3,669,000	3,669,000	3,669,000	3,669,000	3,669,000	3,669,000	3,669,000
雨水処理負担金	オ	円	221,217,000	226,121,000	247,239,000	275,506,000	257,506,000	253,569,000	385,364,033	357,457,299	408,628,767	410,209,145	397,328,792	406,843,012	404,216,686	395,225,331
その他営業収益	カ	円	272,000	295,000	342,000	2,554,000	152,000	318,000	318,000	318,000	2,479,000	318,000	318,000	318,000	318,000	2,479,000
預金利息	キ	円	3,481	8,021	11,995	13,883	578,534	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
基準内他会計補助金	ク	円	46,274,000	75,744,000	55,625,000	44,817,000	39,481,000	37,751,000	50,965,039	50,869,931	50,754,815	50,619,458	50,457,093	50,282,878	50,095,618	48,197,730
基準外他会計補助金	ケ	円	27,372,000	5,000,000	60,613,000	66,674,000	45,566,000	84,011,000	0	0	0	0	0	0	0	0
国庫補助金	コ	円	0	2,328,000	1,113,000	23,900,000	10,700,000	16,800,000	2,300,000	2,300,000	18,100,000	6,800,000	2,300,000	1,900,000	1,900,000	1,900,000
長期前受金戻入	サ	円	655,841,195	686,482,103	685,939,844	683,140,609	682,116,423	680,543,000	677,387,301	665,913,305	662,351,571	655,761,871	641,150,569	629,899,334	614,279,785	584,618,868
その他雑収益	シ	円	27,550	69,324	196,199	304,103	260,873	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
特別利益	ス	円	114,846	470,403,319	8,835,540	2,141,656	50,649,991	21,088,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
収益的支出	セ	円	1,719,584,380	1,722,814,284	1,712,802,958	1,757,082,450	1,790,834,871	2,009,554,000	2,222,300,469	2,188,836,194	2,294,696,902	2,224,304,649	2,172,496,561	2,193,167,733	2,182,724,423	2,203,431,456
污水管渠費	ソ	円	67,854,821	72,349,807	91,666,697	132,008,862	120,573,999	140,205,000	173,458,000	173,458,000	216,898,000	154,440,000	125,182,000	133,654,000	133,654,000	195,898,000
雨水管渠費	タ	円	65,816,682	49,555,869	49,172,600	73,939,809	74,977,382	101,587,000	98,243,000	106,443,000	93,243,000	106,443,000	96,519,000	100,047,000	100,047,000	93,243,000
污水ポンプ費	チ	円	15,046,013	14,189,487	12,826,053	13,337,825	20,978,318	12,742,000	25,645,000	23,327,000	26,442,000	22,229,000	23,961,000	20,212,000	30,204,000	30,204,000
雨水ポンプ費	ツ	円	7,563,770	6,785,180	8,012,615	12,352,004	22,158,745	17,284,000	38,685,000	51,885,000	54,525,000	57,231,000	49,505,000	50,105,000	50,105,000	
総係費	テ	円	110,363,300	108,115,527	110,053,809	112,079,662	114,306,675	128,517,000	131,707,000	133,479,000	135,279,000	137,106,000	138,962,000	140,846,000	142,760,000	144,702,000
流域下水道維持管理費	ト	円	522,062,106	503,872,496	501,160,905	482,980,948	509,602,096	626,584,000	709,027,842	709,027,842	709,027,842	709,027,842	709,027,842	709,027,842	709,027,842	709,027,842
減価償却費	ナ	円	862,769,831	873,446,798	874,838,524	869,604,795	864,916,989	875,943,000	891,116,640	889,155,960	894,644,609	891,109,302	880,492,583	883,768,240	860,196,913	822,499,476
資産減耗費	ニ	円	3,427,588	24,977	23,601	47,060	391,000	450,016	450,016	450,016	450,016	450,016	450,016	450,016	450,016	450,016
支払利息（污水）	ヌ	円	3,514,343	3,674,175	3,433,031	2,908,916	3,119,944	5,321,000	6,997,517	6,641,288	10,232,527	9,827,052	9,412,688	13,075,299	12,696,338	11,989,093
支払利息（雨水）	ネ	円	15,950,436	15,221,435	14,470,500	15,211,530	17,860,577	32,158,000	39,691,118	41,777,725	44,835,991	48,415,481	50,090,885	52,232,596	53,027,790	53,994,015
支払利息（流域）	ノ	円	19,475,871	17,911,278	16,465,585	16,665,596	15,884,903	16,777,000	21,027,516	21,939,363	22,866,917	23,773,956	24,641,547	25,497,740	26,303,524	27,067,014
一時借入金利息	☆	円	88,328	0	0	0	0	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0
雑支出	ハ	円	18,377,465	57,549,545	30,629,434	25,606,480	19,558,490	22,881,000	30,343,000	30,343,000	30,343,000	30,343,000	30,343,000	30,343,000	30,343,000	30,343,000
特別損失	ヒ	円	7,273,826	117,710	49,604	338,963	390,010	20,072,000	909,000	909,000	909,000	909,000	909,000	909,000	909,000	909,000
その他	フ	円	0	0	0	0	0	9,091,000	55,000,000	0	55,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000
利益または損失	ヘ	円	132,125,738	644,986,967	232,568,564	230,619,239	198,582,342	△ 19,830,000	274,157,172	265,678,511	226,085,975	278,247,730	297,347,492	274,576,265	266,597,092	207,423,437
資本的収入	ホ	円	582,073,100	521,871,800	481,177,400	774,299,248	1,021,548,108	850,066,000	428,705,332	649,540,122	534,210,656	457,772,059	592,772,099	326,168,586	326,070,470	327,058,647
企業債（污水）	マ	円	7,000,000	0	0	0	0	97,400,000	0	198,000,000	0	0	205,800,000	0	0	0
企業債（雨水）	ミ	円	157,300,000	83,200,000	118,500,000	244,300,000	336,700,000	397,900,000	210,600,000	260,600,000	289,100,000	198,000,000	221,900,000	160,800,000	160,800,000	160,800,000
企業債（流域）	ム	円	149,700,000	91,400,000	146,600,000	72,300,000	99,700,000	163,300,000	114,700,000	114,700,000	114,700,000	114,700,000	114,700,000	114,700,000	114,700,000	114,700,000
国庫補助金（污水）	メ	円	9,800,000	2,000,000	3,021,000	2,200,000	0	1,900,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
国庫補助金（雨水）	モ	円	128,700,000	69,200,000	60,000,000	258,200,000	352,920,000	163,000,000	65,800,000	37,400,000	92,000,000	107,500,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000
受益者負担金（污水）	ヤ	円	767,700	2,025,800	206,400	845,600	265,600	247,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000
受益者負担金（雨水）	ユ	円	3,008,400	0	1,155,500	627,200	1,403,200	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
工事負担金（污水）	ヨ	円	37,556,000	195,000,000	124,963,500	169,144,448	205,117,308	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計補助金（流域等）	ワ	円	87,941,000	78,246,000	20,731,000	25,682,000	24,442,000	25,418,000	29,148,332	30,383,122	29,953,656	29,115,059	28,915,099	29,211,586	29,113,470	30,101,647
他会計負担金（雨水）	ヅ	円	300,000	800,000	6,000,000	1,000,000	1,000,000	900,000	6,196,000	6,196,000	6,196,000	6,196,000	6,196,000	6,196,000	6,196,000	6,196,000
資本的支出	ア	円	769,079,749	706,157,490	685,029,702	1,090,007,409	1,384,660,389	1,247,101,000	1,016,049,775	1,166,394,066	1,045,386,667	963,446,795	1,173,191,534	879,011,094	881,466,117	885,041,740
污水管整備費	バ	円	86,985,409	220,475,870	158,591,545	213,948,044	272,919,338	96,777,000	189,122,000	321,122,000	123,122,000	123,122,000	183,122,000	129,122,000	129,122,000	129,122,000
雨水管整備費	カ	円	319,909,284	101,777,208	54,755,688	57,474,394	37,562,288	164,888,000	298,266,000	299,266,000	378,466,000	299,266,000	180,466,000	180,466,000	180,466,000	180,466,000
污水ポンプ場整備費	チ	円	67,087,900	0	0	9,900,000	0	108,430,000	28,680,000	23,808,000	0	226,440,000	42,648,000	42,648,000	42,648,000	42,648,000
雨水ポンプ場整備費	ツ	円	0	83,645,500	132,504,800	543,233,400	725,748,600	419,929,000	4,800,000	28,560,000	40,800,000	36,840,000	78,000,000	10,800,000	10,800,000	10,800,000
流域下水道建設費	テ	円	149,819,342	91,452,452	146,734,151	72,407,244	99,723,115	163,372,000	114,737,000	114,737,000	114,737,000	114,737,000	114,737,000	114,737,000	114,737,000	114,737,000
その他下水道建設費	ト	円	0	16,511,221	10,215,960	50,111,705	36,876,000	101,296,000	101,296,000	101,296,000	101,296,000	101,296,000	101,296,000	101,296,000	101,296,000	101,296,000
企業債元金償還金（污水）	ナ	円	10,445,514	14,664,499	22,359,701	22,486,106	20,821,752	25,205,000	28,566,075	26,542,185	31,586,020	28,642,894	27,526,304	34,066,500	33,948,391	34,046,215
企業債元金償還金（雨水）	ニ	円	56,222,005	78,326,809	78,026,711	86,923,384	105,688,479	151,871,000	162,253,514	1						

朝霞市水道事業基本計画の見直しについて

計画期間:2012年度から2071年度 60年間の計画

1 見直しの経緯

本計画は、将来的な人口減少に伴う水道使用量の減少が現実味を帯びる中、安全で安定した給水サービスを持続していくため、2012年3月に策定しましたが、計画策定から14年が経過したことや、一部整備が完了したこと、これまで実施してきたことや、これから実施することを整理し、計画の見直しを行うことといたしました。

2 6つの目標

計画需要と浄水能力

自己水供給能力確保

効率的で安定した
浄水場の再配置

施設の更新と耐震化

最適な維持管理方法と体制

公平な給水サービス
(水質・水圧)

3 できたこと(2012年度から2025年度)

- | | | |
|-------------|---|------------------|
| ○浄水場の統廃合 | → | 溝沼浄水場、膝折浄水場の廃止 |
| ○浄水場電気設備等更新 | → | 電気設備、計装設備等の更新 |
| ○水道管の入替え | → | 約62キロメートル |
| ○井戸の維持管理 | → | 7か所の廃止・休止、1か所の新設 |

4 見直しのポイント

- 水道事業耐震化計画の見直し(重要給水施設管路の設定、基幹管路見直し)
- 地下水3割の確保
- 水道施設の更新サイクルの検討(水道管、浄水場、井戸)

○朝霞市上下水道審議会条例

(設置)

第1条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の合理的な管理運営及び事業の適正化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、朝霞市上下水道審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、上下水道事業に関する必要な事項について調査審議し、これらの事項について答申する。

(委員)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 水道又は下水道の使用者
- (3) 知識経験を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、前条の委員のほか、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱に係る専門の事項の調査審議が終了した日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、諮問に応じ会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部上下水道総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第41号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月20日条例第21号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(朝霞市下水道審議会条例の廃止)

2 朝霞市下水道審議会条例(平成4年朝霞市条例第26号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において改正前の第3条第2項の規定により委嘱されている委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日をもって満了したものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年朝霞市条例第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

朝霞市上下水道審議会委員名簿

任期 令和8年5月28日～令和10年5月27日

順不同・敬称略

区分	氏名
1号委員（市議会の議員）	本 田 麻 希 子
〃	宮 林 智 美
〃	田 原 亮
2号委員（上下水道使用者）	柳 沢 亨
〃	加 藤 康
〃	下 山 元 子
〃	大 澤 育 子
〃	佐 藤 久 美 子
〃	時 枝 宏 幸
3号委員（知識経験を有する者）	前 田 敏
〃	佐 藤 美 咲
〃	島 崎 大
〃	池 田 邦 臣

令和8年度第1回上下水道審議会 席次表

入口

		ヨシダ 吉田 課長補佐 上下水道総務課	ヨシダ 吉田 係長 上下水道総務課	オオツカ 大塚 参事 上下水道総務課	マツシタ 松下 市長	タナカ 田中 部長 上下水道部長	クボタ 久保田 次長 水道施設課	マツシタ 松下 課長 下水道施設課	
		イクエダ 池田 委員	ICレコーダー			シモヤマ 下山 委員	後藤主事 上下水道総務課		牧野主事 上下水道総務課
		シマザキ 島崎 委員				カトウ 加藤 委員	イクエダ 池田 主幹 下水道施設課		
傍		サトウ 佐藤(美) 委員				ヤナギサワ 柳沢 委員	スガ 菅 副主幹 下水道施設課		
聴		マエダ 前田 委員				タハラ 田原 委員	オノ 小野 係長 下水道施設課		
席		トキエダ 時枝 委員				ミヤバヤシ 宮林 委員	ツルミ 鶴見 主査 下水道施設課		
		サトウ 佐藤(久) 委員				ホンダ 本田 委員	ワタナベ 渡辺 副主幹 水道施設課		
		オオサワ 大澤 委員				副会長		会長	

傍
聴
席